



新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

2022年9月

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式 652,800千円（見込額）の募集及び株式 1,792,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式 384,000千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2022年9月1日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正される場合があります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社 FIXER

東京都港区芝浦一丁目2番3号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。なお、「*」を付している用語については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」に用語解説を設け、説明しております。

1. 企業理念

Mission

日本のエンタープライズシステムに グローバル品質のクラウドパワーを

当社はMicrosoft Azureが本格サービス開始前の2008年に設立し、2010年の正式サービス開始と同時に、エンタープライズシステム*のクラウド化の事例を発表し、日本におけるクラウドの黎明期からMicrosoft Azure普及の一翼を担ってきたものと考えております。

2018年に政府情報システムにおける基本方針としてクラウド・バイ・デフォルト原則^(注1)が示されて以降、エンタープライズシステムのクラウド環境へのリフト(移行)&シフト(進化)のニーズがますます高まるなかで、FIXERがこれまで培ってきたクラウドネイティブ*なテクノロジーで日本のDX^(注2)を加速させることが我々のミッションであると考えております。

(注1) クラウド・バイ・デフォルト原則：デジタル庁「ガバメント・クラウド実行計画」において定められた「政府情報システムにおいてクラウド活用を第一候補」とする基本方針

(注2) DX：デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術を活用して業務フローの改善等を実現する取り組み

Vision

FIXERのテクノロジーで日本中のDXを成就する Technology to FIX your challenges.

2. 事業内容

事業の概況

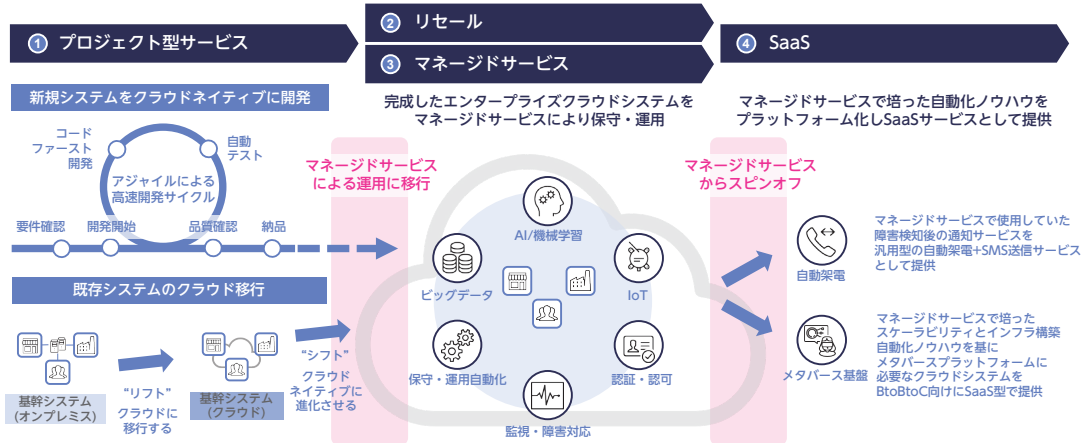
当社はクラウドネイティブなエンタープライズシステム*構築に強みを持つ、Microsoft Azureに特化したクラウドインテグレータです。エンタープライズシステムの最大の特徴はデータの永続性が求められることにあり、具体的には信頼性・可用性・保守性・保水性・機密性といった要件の充足が求められます。また、クラウドインテグレータとはクラウドに特化して情報システムの設計・構築・運用等の全工程を一貫して請け負う事業を意味します。

クラウドインテグレーションを起点に、マネージドサービスやSaaSのサービス展開も進めており、クラウドインテグレータにとらわれない、さらなる事業展開を企図しております。

当社の事業領域

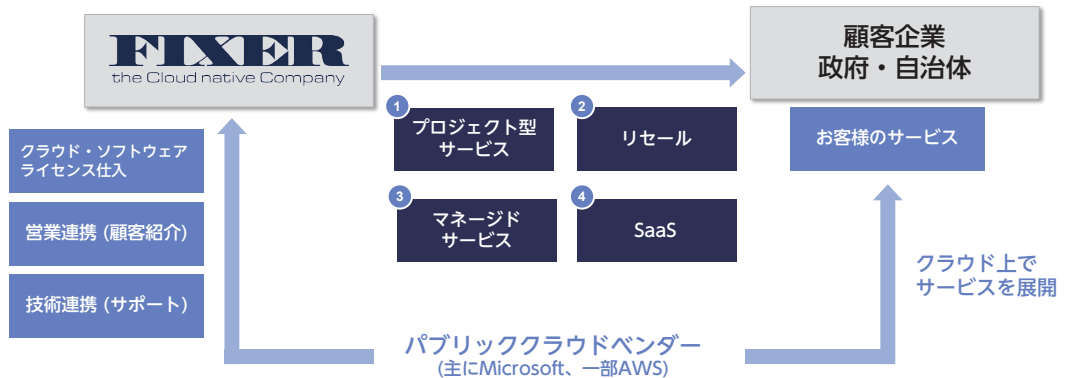
当社はクラウドに特化した情報システムの設計・構築・運用等の全工程をサービスとしてご提供しています。

①プロジェクト型サービス（新規システム開発や既存システムのクラウド移行）によってクラウドネイティブなシステムを構築し、クラウドサービスのライセンスの②リセール、③マネージドサービス（保守・運用）を提供いたします。さらに、④SaaSでの事業も展開しております。



事業系統図

当社の事業系統図は以下のとおりです。



事業概要：プロジェクト型サービス

顧客の要望に基づき、プロジェクト型で新規システム開発、またはクラウド移行(マイグレーション)を実施するサービスです。

新規システム開発、クラウド移行案件いずれの場合も、デジタル庁が発表したクラウドの「スマート利用」方針を見据えてプロジェクトを進行しております。パブリックセクター(政府・自治体)や金融機関での構築実績を有しています。

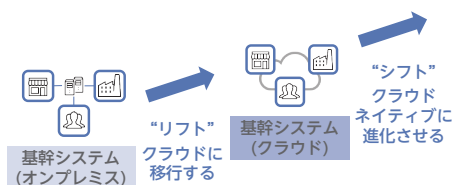
新規システム開発



クラウドの「スマート利用」を前提とした新規システム開発

開発の短期間化や継続的な開発・改善を実現

クラウド移行(マイグレーション)



既存システムからの移行(リフト)に留まらない進化(シフト)を実現

既存システムも「スマート利用」を考慮して移行・進化

マネージドサービスを提供し、クラウド化によるお客様のメリットを最大化

クラウドのメリットを活かすためには、クラウド上のシステムを最新の技術で開発する必要がある。

新規システム開発では設計段階から、クラウド移行では安全に移行(リフト)したうえで、クラウドに最適化された構築手法で対象システムを刷新(シフト)し、マネージドサービスで運用を提供。

事業概要：リセール

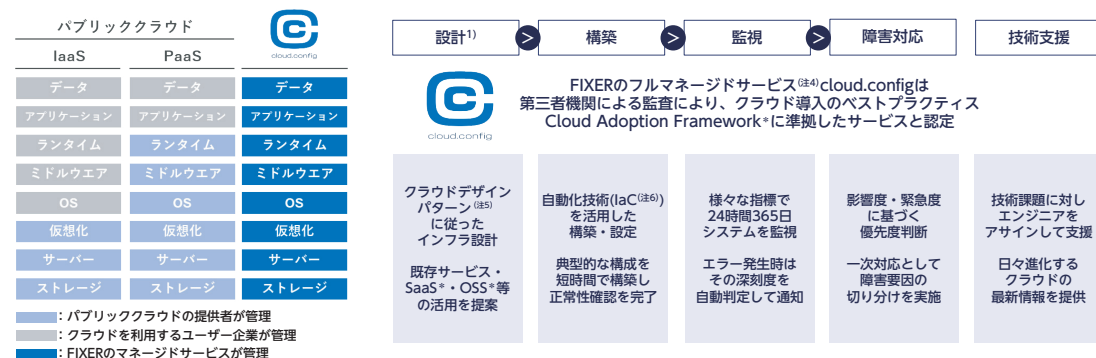
Microsoft Azure等のパブリッククラウド*や、Microsoft 365および Microsoft Power Platform等のライセンスを販売しております。仕入れたライセンスにマネージドサービスや教育サービス等の付加価値をあわせて提供することで他社と差別化をしております。

事業概要：マネージドサービス

当社マネージドサービスは、他社が提供している一般的なクラウド運用サービスに加え、Microsoft、AWS等が提供する最新の監視ソフトウェアによる細やかな監視を実施しております。オプションとしてセキュリティ監視や24時間365日の障害対応も提供しております。

パブリッククラウドだけでは実現できないアプリケーションレイヤー^(注3)を含めた監視運用

24時間365日の監視サービスと共にクラウドの安定運用を一気通貫で提供



(注3) アプリケーションレイヤー：システムにおいて、インフラや通信を担う階層の上位に存在する、プログラムやサービスが実行される階層

(注4) フルマネージドサービス：一般的な保守・運用サービスであるマネージドサービスに加え、クラウド環境で発生する課題解決も含め対応するサービス

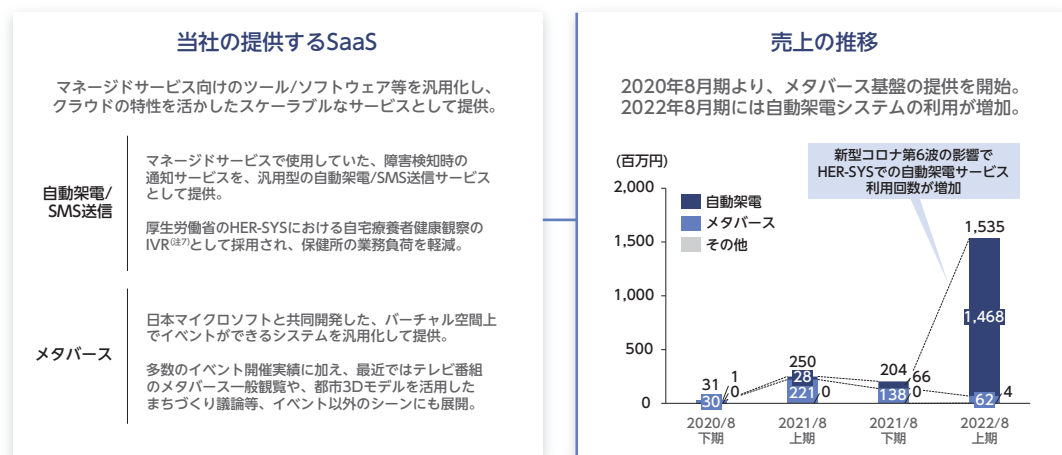
(注5) クラウドデザインパターン：実績があり信頼性の高いパターンを組み合わせ、クラウドインフラを設計する類型

(注6) IaC：Infrastructure as Codeの略で、かつては手動で行われていたシステムインフラの構築作業を、コード（プログラム）によって自動的に行う手法

事業概要：SaaS

マネージドサービスで培ったツール/ソフトウェアを汎用化しております。現在は自動架電/SMS送信およびメタバースをSaaSで提供しております。

2022年8月期に厚生労働省のHER-SYS^{*}での自動架電サービスの売上が増加いたしました。

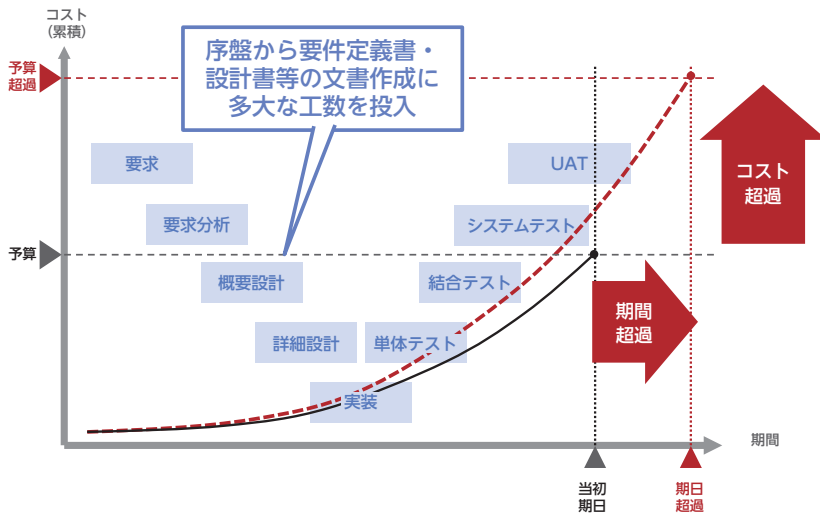


(注7) IVR：Interactive Voice Responseの略称で、自動音声応答システムと呼ばれるもの

3. FIXER独自の開発手法

旧来型の開発手法（ウォーターフォール*）における課題

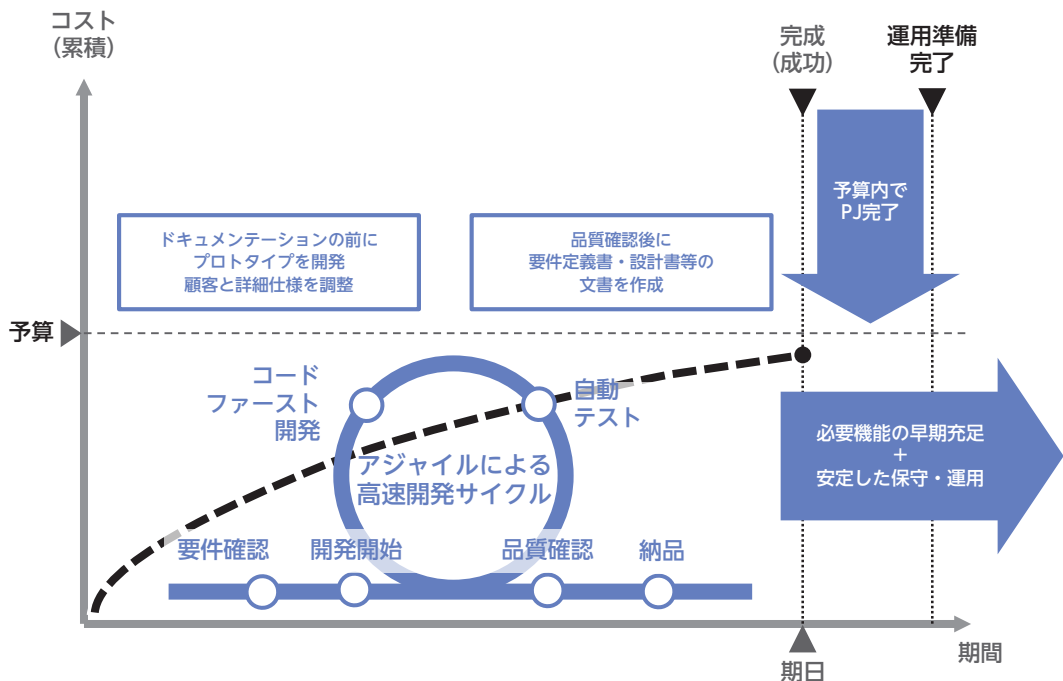
システムに求められる品質・スピードが高まるDX時代においては、仕様の検討・決定に大きな費用と時間を要する旧来型の開発手法（ウォーターフォール）では、要求水準に達する前に予算上限・納期の限界を迎えるという課題があります。



FIXERにおける開発手法の特徴

クラウドの強みであるスクラップ&ビルドの容易さを武器に「まず作ってみる」コードファースト*な開発手法を採用。

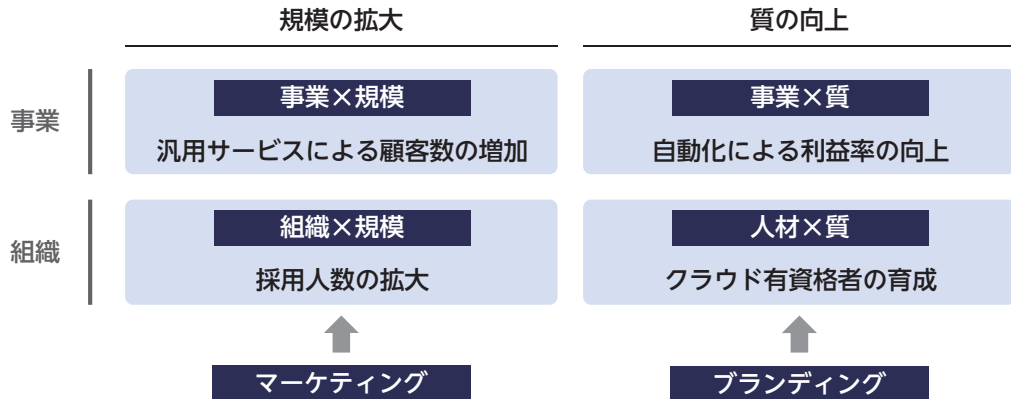
フロントローディング*型のプロジェクト進行により、後工程での多大な手戻りを抑制しつつ当初予算内で開発を完結。



4. 成長戦略

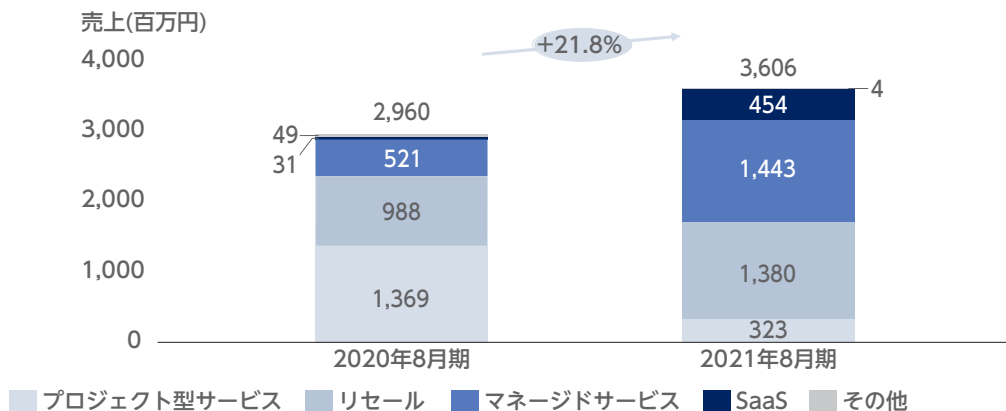
成長戦略の全体像

今後、事業のさらなる成長とそれを支える組織の成長を実現するため、規模の拡大・質の向上の両面で成長戦略を実行します。同時に、こうした成長のベースとなるマーケティング・ブランディングにも取り組みます。



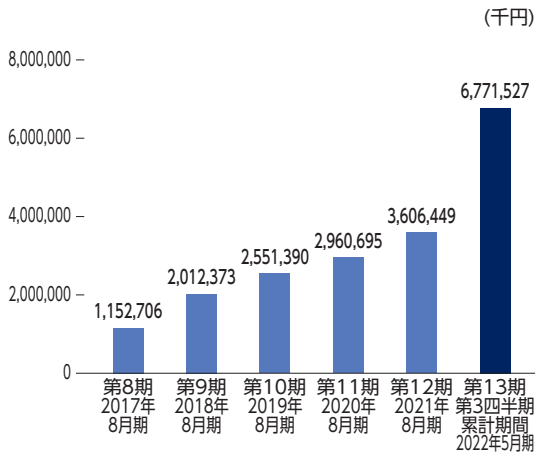
事業別売上高の推移

2021年8月期業績は、売上高36億円のうち、プロジェクト型サービスが3億2千万円、リセールが13億8千万円、マネージドサービスが14億4千万円、SaaSが4億5千万円となりました。

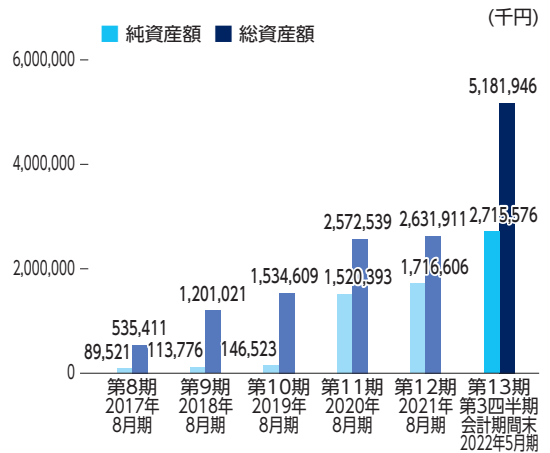


5. 業績等の推移

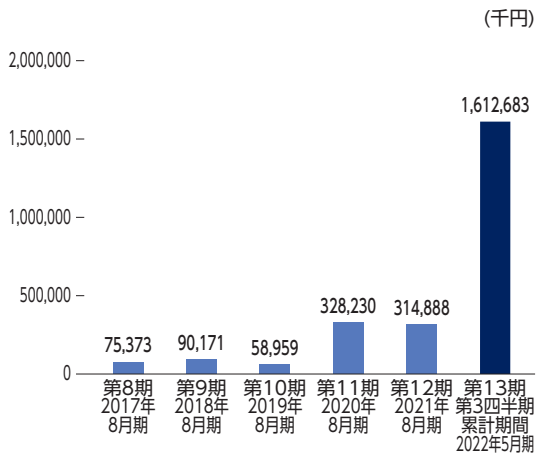
売上高



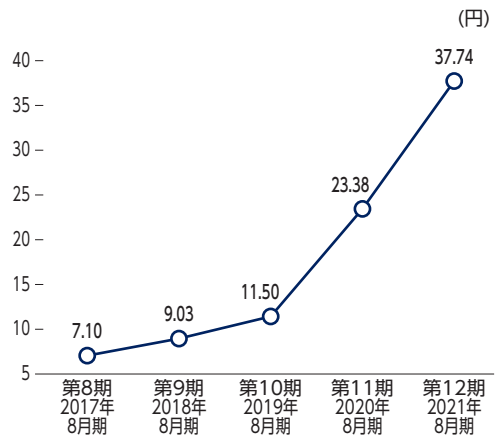
純資産額／総資産額



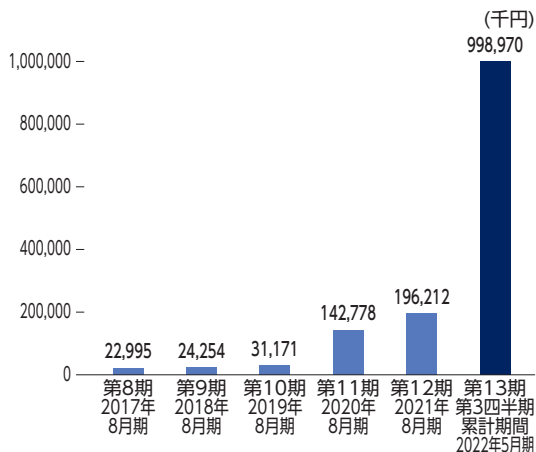
経常利益



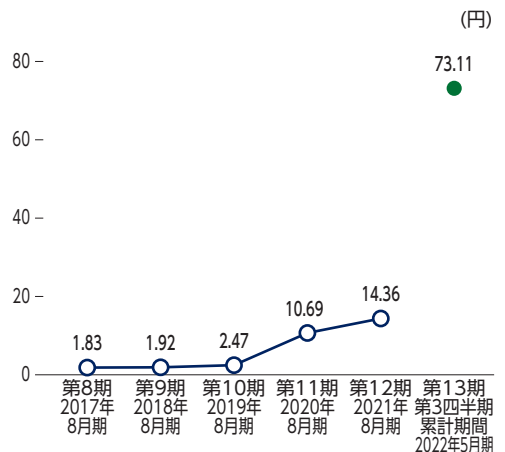
1株当たり純資産額



当期（四半期）純利益



1株当たり当期（四半期）純利益



当社は、2019年7月27日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っており、また、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	7
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	8
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	23
5 【従業員の状況】	23
第2 【事業の状況】	24
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	24
2 【事業等のリスク】	28
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	34
4 【経営上の重要な契約等】	41
5 【研究開発活動】	41
第3 【設備の状況】	42
1 【設備投資等の概要】	42
2 【主要な設備の状況】	42
3 【設備の新設、除却等の計画】	42

第4	【提出会社の状況】	43
1	【株式等の状況】	43
2	【自己株式の取得等の状況】	50
3	【配当政策】	50
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	51
第5	【経理の状況】	63
1	【財務諸表等】	64
第6	【提出会社の株式事務の概要】	106
第7	【提出会社の参考情報】	107
1	【提出会社の親会社等の情報】	107
2	【その他の参考情報】	107
第四部	【株式公開情報】	108
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	108
第2	【第三者割当等の概況】	109
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	109
2	【取得者の概況】	111
3	【取得者の株式等の移動状況】	114
第3	【株主の状況】	115
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年9月1日
【会社名】	株式会社F I X E R
【英訳名】	F I X E R I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松岡 清一
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目2番3号
【電話番号】	03-3455-7755
【事務連絡者氏名】	取締役 磐前 豪
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番3号
【電話番号】	03-3455-7755
【事務連絡者氏名】	取締役 磐前 豪
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 652,800,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,792,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 384,000,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	600,000(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2022年9月1日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2022年9月15日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
4. 上記とは別に、2022年9月1日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

2 【募集の方法】

2022年9月27日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2022年9月15日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	600,000	652,800,000	353,280,000
計(総発行株式)	600,000	652,800,000	353,280,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2022年9月1日開催の取締役会決議に基づき、2022年9月27日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,280円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は768,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2022年9月28日(水) 至 2022年10月3日(月)	未定 (注) 4	2022年10月5日(水)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、2022年9月15日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、2022年9月27日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2022年9月15日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2022年9月27日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2022年9月1日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2022年9月27日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2022年10月6日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 申込みに先立ち、2022年9月16日から2022年9月26日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日比谷支店	東京都港区西新橋一丁目3番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	600,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2022年10月5日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	600,000	—

(注) 1. 引受株式数は、2022年9月15日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2022年9月27日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
706,560,000	9,000,000	697,560,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,280円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額697,560千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限353,280千円と合わせて、運転資金として、①cloud.config（※1）の開発費用（600,000千円）、②マーケティング費用（300,000千円）及び③人員体制強化費用（100,000千円）に充当する予定であります。詳細は以下に記載しておりますが、各充当目的は、①「大型プロジェクトで得た知見・ノウハウの汎用化と自動化技術の適用」、②「全国規模でのマーケティング活動」と「ブランディング活動」、③「採用拡大による社員数増加の施策から成る事業と組織のさらなる成長」となります。

① cloud.configの開発費用

当社は次の二つの側面からcloud.configの開発強化を図ってまいります。一つは、ハイエンド開発（※2）で共通化しているアーキテクチャ（※3）から、共通機能部分を切り出すプラットフォーム化です。もう一つは、プラットフォーム化したサービスをボリュームゾーン（中～小規模案件）に対して、オンデマンド型で提供することを目的としたオープン化です。

その資金（給与、賞与引当、業務委託費等）として、600,000千円（2023年8月期に300,000千円、2024年8月期に300,000千円）を充当する予定であります。

② マーケティング費用

当社の認知度・ブランド向上を目的として、現在実施している、東海エリアでの番組及びCM放映の取り組みを順次全国に拡大するため、また、当社サービスのラインナップ及び導入事例を分かりやすく理解いただく目的で、当社Webサイトを一から情報設計し再構築するための資金（広告宣伝費）として、300,000千円（2023年8月期に150,000千円、2024年8月期に150,000千円）を充当する予定であります。

③ 人員体制強化費用

事業拡大に向けてエンジニア及びバックオフィス人員の体制強化のための資金（給与、賞与引当、広告宣伝費、人材関係手数料等）として、100,000千円（2023年8月期に50,000千円、2024年8月期に50,000千円）を充当する予定であります。

なお、残額については、運転資金として将来における人員体制強化のための支出に充当する方針であります。具体的な充当时期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

※1 Microsoft Azureを導入する企業を対象に提供するマネージドサービスを指します。

※2 大規模クラウドネイティブ開発のような、独自要件や高度なセキュリティが求められる開発案件を指します。

※3 コンピューターやソフトウェア、システムの基本的な設計概念を指します。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2022年9月27日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	1,400,000	1,792,000,000	東京都港区 松岡 清一 1,000,000株 東京都世田谷区 北村 健 400,000株
計(総売出株式)	—	1,400,000	1,792,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,280円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 当社は、野村証券株式会社に対し、上記売出数のうち、取得金額45,593千円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2022年 9月28日(水) 至 2022年 10月3日(月)	100	未定 (注) 2	引受人の本 支店及び営 業所	東京都中央区日本橋一 丁目13番1号 野村証券株式会社 東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式 会社 東京都港区六本木一丁 目6番1号 株式会社 S B I 証券 東京都港区赤坂一丁目 12番32号 マネックス証券株式 会社 東京都千代田区麹町一 丁目4番地 松井証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日（2022年9月27日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	300,000	384,000,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村証券株式会社 300,000株
計(総売出株式)	—	300,000	384,000,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2022年9月1日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,280円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2022年 9月28日(水) 至 2022年 10月3日(月)	100	未定 (注) 1	野村証券株式会社の 本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（2022年9月27日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロス市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロス市場への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である松岡清一（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2022年9月1日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式300,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	2022年11月7日(月)

- (注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2022年9月15日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。
2. 割当価格は、2022年9月27日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2022年10月6日から2022年10月31日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人及び売出人である松岡清一、売出人である北村健並びに当社株主である株式会社mam、株式会社SMBC信託銀行（特定運用金外信託 未来創生2号ファンド）、Wing2号成長支援投資事業有限責任組合、株式会社北國銀行及び磐前豪は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2023年1月3日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるFIXER従業員持株会は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2023年4月3日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社新株予約権者である平田実、野村隆志、中尾公一、丸山儀明、千賀大司、小林勲、名古屋聡介、岡安英俊及びその他61名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2023年1月3日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2023年4月3日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2022年9月1日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月		2017年8月	2018年8月	2019年8月	2020年8月	2021年8月
売上高	(千円)	1,152,706	2,012,373	2,551,390	2,960,695	3,606,449
経常利益	(千円)	75,373	90,171	58,959	328,230	314,888
当期純利益	(千円)	22,995	24,254	31,171	142,778	196,212
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	35,000	35,000	35,000	650,546	650,546
発行済株式総数						
普通株式	(株)	14	14	42,000	43,323	43,323
A種優先株式		—	—	—	2,221	2,221
純資産額	(千円)	89,521	113,776	146,523	1,520,393	1,716,606
総資産額	(千円)	535,411	1,201,021	1,534,609	2,572,539	2,631,911
1株当たり純資産額	(円)	6,394,428.50	8,126,909.50	3,451.15	23.38	37.74
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	(円)	1,642,527.93	1,732,481.00	742.18	10.69	14.36
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	16.7	9.5	9.4	59.0	65.2
自己資本利益率	(%)	29.5	23.9	24.1	17.2	12.1
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	210,656	△3,173
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△39,219	177,445
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	786,884	△204,239
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	—	—	—	1,493,872	1,463,906
従業員数	(名)	72	100	130	123	147

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有しておりましたが、2022年5月16日付ですべて消却しております。これにより、発行済株式総数のうちA種優先株式が2,221株減少し、普通株式が2,221株増加しております。

5. 当社は、2019年7月27日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 第11期及び第12期の1株当たり純資産額の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
7. 当社は、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。また、当該株式分割により、発行済株式総数は13,663,200株となっております。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
9. 第8期から第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
第10期から第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
10. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
11. 第8期から第10期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目を記載しておりません。
12. 従業員数は就業人員であり、従業員数には執行役員3名を含んでおりません。なお、臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
13. 主要な経営指標等のうち、第8期から第10期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
14. 第11期及び第12期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
15. 第12期について、当社は経常利益及び当期純利益を計上しておりますが、売上高増加に伴う売上債権の増加及び法人税等の支払額増加により、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなっております。
16. 当社は、2019年7月27日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っており、また、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第8期から第10期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2017年8月	2018年8月	2019年8月	2020年8月	2021年8月
1株当たり純資産額 (円)	7.10	9.03	11.50	23.38	37.74
1株当たり当期純利益 (円)	1.83	1.92	2.47	10.69	14.36
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社の代表取締役社長である松岡清一は、クラウド上におけるWeb制作事業とデジタルマーケティング事業を展開することを目的として2008年9月に株式会社FIXERを設立し、翌2009年11月より「Technology to FIX your challenges. あなたのチャレンジをテクノロジーで成就する」という企業理念を実現すべく、東京都港区において本格的な事業活動を開始いたしました。

年月	概要
2008年9月	株式会社FIXERを設立
2009年11月	パブリッククラウド（※1）の構築・運用事業を開始
2012年1月	パブリッククラウドのマネージドサービスcloud.configの提供を開始
2015年7月	Microsoft 米国本社よりMicrosoft Azure Cloud Solution Provider(CSP)（※2）制度設立時のパートナーとして認定（日本国内における設立時のパートナーは当社のみ）
2015年11月	三重県津市に開発拠点であるFIXERクラウドセンターを開設。三重県の本社機能移転促進補助金の第1号適用案件
2016年4月	名古屋市中区に名古屋事業所を開設
2019年6月	FIXERクラウドセンターを三重県四日市市に移転し、四日市事業所を開設
2019年7月	Microsoft Azureのマネージドサービスを提供するパートナーの最高位認定「Azure Expert MSP（※3）」を取得し、更新審査を経て現在まで継続
2019年9月	当社が開発したクラウドによるインターネットバンキングサービス「北國クラウドバンキング」が稼働開始
2019年11月	株式会社北國銀行がシステム開発力の向上を目的として設立した株式会社デジタルバリューに共同出資
2020年2月	未来創生2号ファンド、株式会社北國銀行から11億9,934万円の資金を調達
2020年2月	三重県四日市市に、高度IT人材育成に資するための教育施設であるクラウドAIスクールを開設し、企業や市民向けにクラウド・AIの実践的な教育プログラムを提供開始
2020年5月	当社が構築した「新型コロナウイルス感染症情報管理・共有システム（HER-SYS）」を厚生労働省が稼働開始
2020年5月	三重県四日市市と「高度IT人材育成にかかる連携協定」を締結
2021年3月	三重県四日市市と「LINEを活用した行政サービス提供事業に関する連携協定」を締結

- ※ 1. 広く一般のユーザーや企業向けにクラウドコンピューティング環境をインターネット経由で提供するサービスのことを指します。
2. Cloud Solution Provider（CSP）とは、米Microsoft社がシステム開発事業者向けに実施している、業務用クラウドサービスの再販売制度のことを指します。Microsoft Azure Cloud Solution Provider(CSP)は、Microsoft のクラウド サービス（Azure）を顧客に提供することができます。クラウドの構築から保守・運用までを担い、顧客のサポートを行うことで、顧客との関係を継続・発展させていきます。CSPは価格や条件を設定して顧客に販売し、直接請求を行います。
3. Microsoft Azureパートナーの最高位であるAzure Expert MSPは、Microsoft Azureのマネージドサービスの提供で、高い業績を上げているパートナーをスペシャリストとしてMicrosoft社が認定する制度です。認定の取得には、専門性や導入実績に関する第三者機関の監査を受ける必要があります。Azure Expert MSPに認定されたパートナーは、Microsoftから優先的に案件の照会を得ることができます。また、Azureにおける新しいサービスを利用する際に開発のサポートを受けられる、最新情報を得られるといった特典があります。
4. 用語の解説については、3【事業の内容】の【用語解説】を参照ください。

3 【事業の内容】

当社はクラウドネイティブ（※1）なエンタープライズシステム（※2）構築に強みを持つ、Microsoft Azureに特化したクラウドインテグレータです。エンタープライズシステムの最大の特徴はデータの永続性が求められることにあり、具体的には信頼性・可用性・保守性・保全性・機密性といった要件の充足が求められます。クラウドインテグレータとはクラウドに特化して情報システムの設計・構築・運用等の全工程を一貫して請け負う事業を意味します

また、クラウドインテグレーションを起点に、マネージドサービスやSaaS（※3）のサービス展開も進めており、クラウドインテグレータにとらわれない、さらなる事業展開を企図しております。

<これまでの実績>

当社は、パブリッククラウド（※4）のMicrosoft Azureが日本で本格的にサービスを開始する以前の2008年に設立し、2010年に同サービスが日本で正式に開始すると同時に、エンタープライズシステムのクラウド化の事例を複数手掛けてきました。

主要なパブリッククラウドのうち、当社は主としてMicrosoft Azureを取り扱っております。日本国内で正式にリリースされる以前から同サービスの技術検証に着手し、正式リリースから今日に至るまで導入実績を積み重ねてきました。

Microsoft 米国本社からもその実績を高く評価いただき、2015年にはMicrosoft Azureの販社資格である Cloud Solution Provider (CSP) Program の設立時に、国内第1号として認定を受けました（制度設立の2015年7月で、世界で26社のうちの1社）。また、2017年にはその一年に各国で最も成果を残したパートナーに贈られるアワード Country Partner of the Year を受賞しました。そして、2021年にはクラウドネイティブな開発手法によって最も高い価値をもたらしたパートナーとして、世界100カ国・4,400社のパートナーの中から、Microsoft Partner of the Year Awardを Cloud Native App Development カテゴリーで受賞いたしました。日本企業としては初の同賞受賞となります。

また、当社にはMicrosoft Azure認定資格の取得者数が147名在籍しております（2022年7月31日時点）。これらのMicrosoft Azureに関する知識及びノウハウを持ち合わせた人材が、各開発案件の中で協働することにより、継続的な競争優位性の確保につながっている認識であります。

<当社が提供するサービスの変遷>

創業当時、まだクラウドに対する市場の認知度や信用度が低かった時代から、当社は顧客企業のデジタルマーケティングやWeb制作を支援しつつ、クラウドならではの可用性・拡張性が活かせる高負荷なWebサイトをパブリッククラウド上に構築するなど、導入実績及び技術的な知見を積み上げてまいりました。

こうした知見をもとに、より負荷が高い動画配信やソーシャルゲーム配信の基盤に事業を拡大し、2013年ごろからは大手飲料メーカーの商業動画配信基盤や、大手ゲーム会社のモバイル端末向けゲームタイトルなど、大規模コンテンツ配信案件にパブリッククラウドの適用範囲を拡大していきました。

その後、AIチャットボット構築やビッグデータ分析基盤等の案件に取り組んでまいりました。こうしたサービスの活用については、複数の書籍執筆も行っております。

近年では、金融機関・政府・自治体のエンタープライズシステムの構築・運用の経験や地域通貨ソリューション、高負荷なアクセスへの対応が特に要求されるメタバースといった分野に進出し、さらなる成長を目指しております。



当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであります。以下では当社の特徴を示すため、Microsoftが一般的なパートナーのビジネスモデルと示す4類型に準じる「事業」単位でご説明してまいります。

<当社の事業分類>

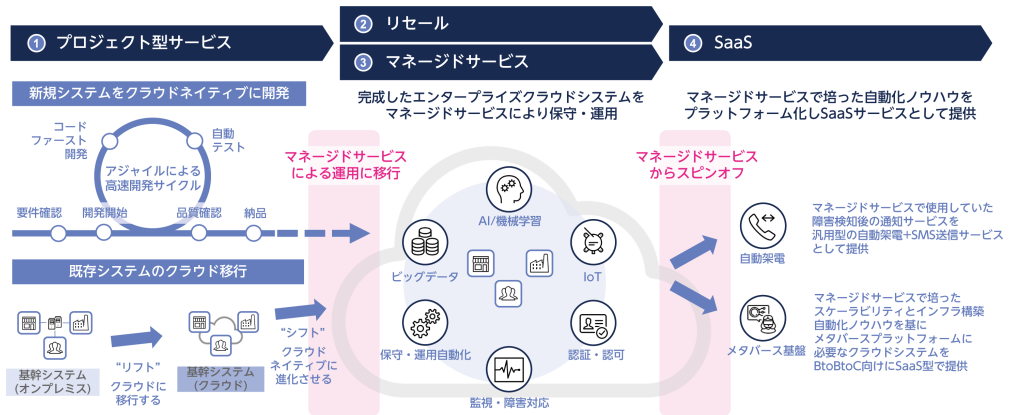
事業	内容
プロジェクト型サービス	顧客の要件に基づき、クラウドベースのシステムをプロジェクト型で構築
リセール	パブリッククラウドベンダー（主にMicrosoft・一部Amazon Web Services（以下、AWS））から、クラウドやソフトウェアライセンスを仕入販売
マネージドサービス	顧客のクラウドを預かり、運用・保守・障害対応をサービスとして提供
SaaS	過去の案件で開発した共通化可能な機能を、SaaSとして提供
その他	講演料・原稿料・印税等、上記に分類できない売上

<事業ごとの売上高推移>

事業	2020年8月期		2021年8月期		2022年8月期
	上期 (百万円)	下期 (百万円)	上期 (百万円)	下期 (百万円)	上期 (百万円)
プロジェクト型サービス	684	684	257	66	390
リセール	395	593	636	743	633
マネージドサービス	257	264	596	847	1,234
SaaS	—	31	250	204	1,535
その他	10	39	1	3	26

<事業間の関係性>

当社は①プロジェクト型サービス(新規システム開発や既存システムのクラウド移行)によってクラウドネイティブなシステムを構築し、クラウドサービスのライセンスの②リセール、③マネージドサービス(保守・運用)を提供いたします。さらに、④SaaSでの事業も展開しております。



各事業の詳細は下記のとおりであります。

① プロジェクト型サービス

プロジェクト型サービスでは、顧客の要件・要望に基づくシステムを新たに開発したり、既存のシステムをクラウドに移行したりするサービスを行っております。

ウォーターフォール(※5)に代表される旧態依然としたソフトウェア開発プロセスでは、設計者が顧客に相談する形で、ソフトウェアの仕様が調整されてきました。この相談の中で顧客の要求により定義された技術仕様は、開発フェーズで開発者が矛盾に気づいたとしても、さかのぼって訂正・修正することは許されませんでした。この前工程にさかのぼって仕様を見直せない開発手法が、開発者から見て合理性のない設計と技術仕様を生み、その矛盾を成立させるための不必要な調整は余分なコストと開発遅延の原因となっていました。

また、開発の上流工程で要件定義を担当する会社と開発の下流工程を担当する会社が別な法人である場合、両社の間に主従関係が生まれ、下流工程の開発者が上流工程で作成されたドキュメントの矛盾に対する指摘を行えないまま開発が進み、ビジネス的には価値の低いソフトウェアが作られてきました。

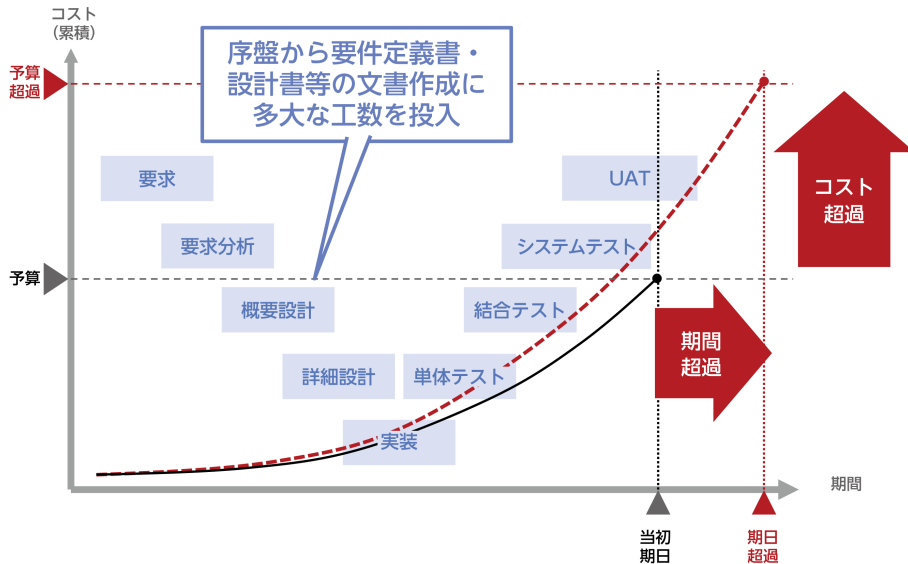
ウォーターフォール型で開発を進めていた時代の、オンプレミスのシステム基盤は高額で、導入期間も数ヶ月以上の時間を要したため、インフラ機器選定の失敗による損失を回避するため、前工程の要件定義に多大な時間とコストがかけられていました。

これに対してクラウドのシステム基盤は、必要なリソースを従量制で調達でき、不要になったインフラは利用を停止することで即座に廃棄することができます。このクラウドによるシステム基盤調達の柔軟性により、プロジェクト初期段階から実際にシステムが稼働する本番環境に近いインフラ上で、高速に開発を繰り返しながらシステム利用者のユーザーニーズを満たす「アジャイル開発」を実現することができるようになりました。

当社のプロジェクト型サービスでは「新規システム開発」「クラウド移行(マイグレーション)」の案件にかかわらず、プロジェクト初期段階から柔軟なシステム基盤の調達と構築を実現しております。この柔軟性のあるシステム基盤を前提に、設計・開発から運用までを一気通貫で提供するクラウドネイティブな開発手法により、期間やコストの増大リスクを低減しております。

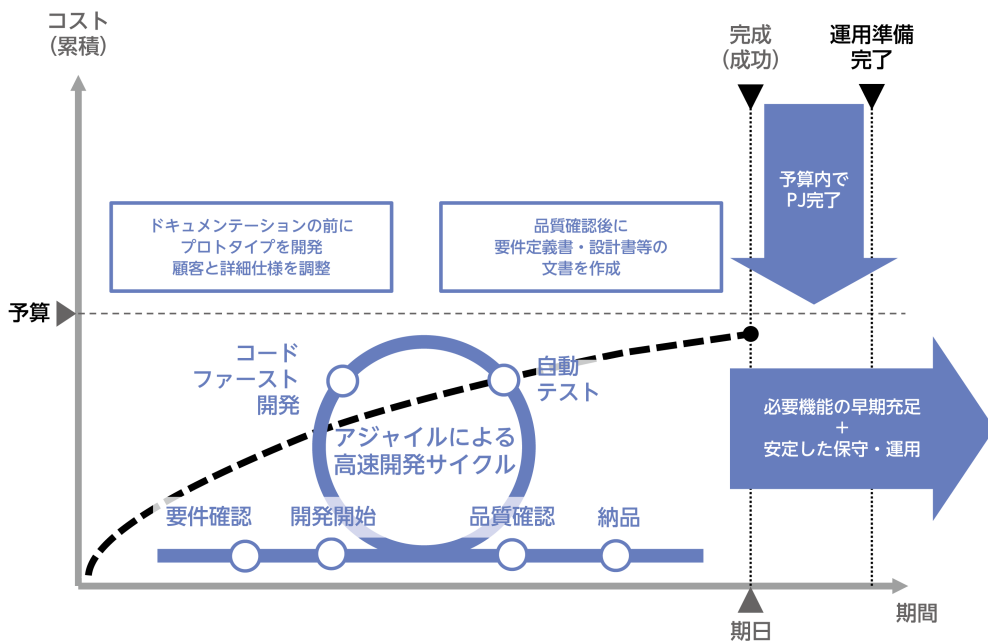
旧来型の開発手法（ウォーターフォール）における課題

システムに求められる品質・スピードが高まるDX時代においては、仕様の検討・決定に大きな費用と時間を要する旧来型の開発手法（ウォーターフォール）では、要求水準に達する前に予算上限・納期の限界をと迎えるという課題があります。



FIXERにおける開発手法の特徴

クラウドの強みであるスクラップ&ビルドの容易さを武器に「まず作ってみる」コードファースト（※6）な開発手法を採用しております。フロントローディング型（※7）のプロジェクト進行により、後工程での多大な手戻りを抑制しつつ当初予算内で開発を完結していきます。



当社はクラウドネイティブな開発手法を前提に、顧客との直接契約による「プライム案件」の獲得に注力しております。プロジェクト型サービスには、以下のような事例があります。

- ・株式会社北國銀行「北國クラウドバンキング」をMicrosoft Azure上で新規構築し、正式稼働後は当社のマネージドサービスで運用を継続しております。
- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS) (※8)」の新規システム開発においては、クラウドネイティブな手法の採用により、着手から約3週間で初回納品を実現できました。また、全国の利用者のためのヘルプデスクを開設し、運用サポートを実施しております。
- ・国立がん研究センター「全国がん登録」のクラウド移行においては、Microsoft Cloud Adoption Framework for Azure(CAF) (※9) に基づく戦略の立案により、クラウド移行(マイグレーション)を実施しました。

② リセール

リセールでは、パブリッククラウドベンダー（主にMicrosoft・一部AWS）や、各種ソフトウェアサービスを提供しているベンダーから、クラウドやソフトウェアライセンスを仕入れ、顧客に販売しております。

当社が主要なリセール商材として扱っているMicrosoft Azureに関しては、Microsoftとの契約に基づいて定められた価格にて仕入及び販売を行っております。特に当社が保守・運用を継続している厚生労働省向けのエンタープライズシステムにおいては、付随するライセンスを全国の行政機関等に提供しており、その契約数は2022年7月31日時点で8万ライセンスを超えております。

なお、リセールは単純な仕入れ・販売を行うだけでは、MicrosoftやAmazonによって日々バージョンアップされるサービスを顧客が取り込めない機会損失の原因になりかねないため、最新の技術情報とともに顧客サポートの品質を高め、付加価値の向上に努めてまいります。

③ マネージドサービス

当社では一般的な保守・運用サービスに加え、クラウド環境で発生する課題解決まで対応するマネージドサービスをcloud.configのブランドで展開しております。現在は、Microsoft Azureを中心とするパブリッククラウドサービスの設計・構築、24時間365日の運用(監視・障害一次対応)サービスを提供しております。

顧客企業はMicrosoft Cloud Adoption Framework for Azure(CAF)に基づく、Azure Expert MSP監査をクリアした当社マネージドサービスを利用することでクラウド基盤における典型的な失敗を回避し、車輪の再発明（パブリッククラウドのサービスやOSS (※10) として既に提供されているものや既に構築済みのシステムを、もう一度構築してしまうこと）による無駄なコストを抑止することができます。

当社マネージドサービスは、顧客の業種・業態ごとに求められる運用要件を都度サービスとして取り入れ、進化してまいりました。サービス開始当初はWebサイト基盤(Webサイトが稼働する環境)からサービスを開始しましたが、コマース動画配信やソーシャルゲームに求められる大量トランザクション(※11)を処理する可用性・拡張性、金融機関や行政機関に求められるセキュリティといった運用要件を強化してまいりました。

このようにクラウドの特性にあわせて進化した当社のマネージドサービスをご利用いただくことで、顧客企業はパブリッククラウドをより効果的・効率的に活用できます。

なお、マネージドサービスはエンタープライズシステムの保守・運用を行う「ストック型」の契約モデルのビジネスであるため、システムのライフサイクルの間、売上を維持・継続することが期待できます。当社の専門性を活かしたサポートにご満足いただき、他システムにもご採用いただくことにより、顧客内売上が拡大してまいります。

今後は、インフラ構築・監視・運用の効率性をさらに高めるための自動化、障害によるダウンタイムをさらに短縮するためのAIによる予兆監視等の先端技術の導入を推進してまいります。

④ SaaS

プロジェクト型サービスで開発したシステムや、マネージドサービスの保守・運用で把握した顧客ニーズの高い機能をプラットフォーム化し、SaaS型のサービスとして提供しております。

現在は、電話やSMSを発信する自動架電サービス、メタバース基盤をSaaS型で提供しております。

自動架電サービスは、マネージドサービスで使用していた障害検知時の電話・SMS通知を汎用化したもので、厚生労働省のHER-SYSにおける新型コロナウイルス感染者の健康観察でも採用されました。

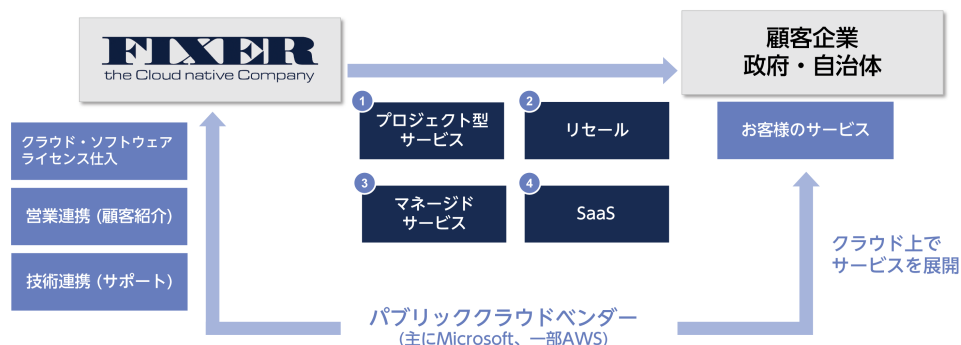
メタバース基盤は、バーチャル空間上でイベントを実施する際に必要な機能をSaaS型で提供しております。メタバース基盤はイベントに必要な個別の空間を初期構築する「フロー型」と、一度構築した空間をさまざまなイベント等で継続的に利用する「ストック型」ビジネスの両方の性格を有しております。

SaaSの売上高が2022年8月期上期に増大しており、以下のように推移しております。

内訳	2020年8月期		2021年8月期		2022年8月期	
	下期 (百万円)	上期 (百万円)	下期 (百万円)	上期 (百万円)	下期 (百万円)	上期 (百万円)
自動架電	1	28	66	1,468		
メタバース基盤	30	221	138	62		

<事業系統図>

当社の事業系統図は以下のとおりです。



[用語解説]

- ※1 クラウドネイティブ：クラウド化の恩恵を最大限に享受するためのアーキテクチャやシステム開発手法であり、オンプレミスでは不可能な短いサイクルで実装・テストを繰り返し、システムを設計・構築・保守・運用していくための技術を指します。クラウドサービスが登場した当初は、自社サーバーを使用して構築されたシステムを、クラウド上に移設する方式が選択されることがほとんどでした。クラウドが市場に普及・浸透し、はじめからクラウドを利用する想定で設計されたシステムが登場しはじめたことで、従来のシステムやサービスとの区別をするために「クラウドネイティブ」という言葉が用いられるようになりました。
- ※2 エンタープライズシステム：顧客管理・販売管理・在庫管理・営業支援・経理処理等の企業の基幹システムのことを指します。
- ※3 SaaS：Software as a Serviceの略。ソフトウェアを利用者（クライアント）側に導入するのではなく、提供者（サーバー）側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用する状況を指します。
- ※4 パブリッククラウド：広く一般のユーザーや企業向けにクラウド・コンピューティング・サービス環境をインターネット経由で提供するサービスのことを指します。対義語として、社内など特定の利用者のみがアクセス可能な専有クラウド環境のことを「プライベートクラウド」を指します。代表的なパブリッククラウドサービスの種類に「SaaS」「IaaS」「PaaS」があります。「SaaS」は用語解説の※3をご確認ください。「IaaS」はInfrastructure as a Serviceの略で、仮想サーバーやストレージなどの「インフラ」をインターネット経由で提供します。「PaaS」はPlatform as a Serviceの略で、アプリケーションの開発・実行環境などの「プラットフォーム」をインターネット経由で提供します。
- ※5 ウォーターフォール：上流工程から下流工程に進行するプロジェクトでは、水の流れの逆流が起きないのと同様に、前工程に戻らないことを前提とした開発手法を指します。
- ※6 コードファースト：データベース項目の設計前に、コーディング(プログラミング)によって項目を定義する手法を指します。
- ※7 フロントローディング型：後工程での仕様変更・調整によるコスト増大のリスクを低減するために、プロジェクト初期段階で完成イメージを提示して、品質を向上させる手法を指します。
- ※8 HER-SYS：厚生労働省の新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムを指します。
- ※9 Microsoft Cloud Adoption Framework for Azure(CAF)：Microsoft がクラウド化プロジェクトの成功事例を分析し、失敗を回避するための標準プロセスとして作成したフレームワーク。
- ※10 OSS：Open Source Softwareの略。利用者の目的を問わず、ソースコードを使用、調査、再利用、修正、拡張、再配布が可能であるソフトウェアの総称です。
- ※11 トランザクション：コンピュータシステムにおける、永続的なデータに対する不可分な一連の処理のことを指します。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
195	28.3	2.6	5,237

- (注) 1. 従業員数は他社から当社への出向者を含む就業人員であり、従業員数には執行役員3名を含んでおりません。なお、当社から他社への出向者はおりません。
2. 臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略し、上記従業員数に含んでおりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。
5. 最近日までの1年間において従業員数が50名増加しております。主な理由は、売上規模の拡大に伴い新卒採用を増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

<ビジョン>

当社はビジョンを「FIXERのテクノロジーで日本中のDXを成就する」と定め、当社のコーポレートステートメントである「Technology to FIX your challenges.」と共に掲げております。

私たちFIXERはテクノロジーの力を信じています。情報化社会のビジネスシーンにおいて、DX（注1）というチャレンジの成功の鍵を握るのはテクノロジーです。コーポレートスローガンに込めた「FIX（＝成就）」とは、お客さまのチャレンジを実現し、事業の価値を高めることです。そして「your challenges」は、お客さまとFIXERの全従業員、あらゆるステークホルダーのチャレンジを示しています。

<ミッション>

当社のミッションは「日本のエンタープライズシステムにグローバル品質のクラウドパワーを」です。FIXERは2008年に設立されて以来、エンタープライズシステムのクラウド化の事例を発表し、日本におけるクラウドの黎明期からMicrosoft Azureの普及の一翼を担ってきたものと考えております。2018年に政府情報システムにおける基本方針としてクラウド・バイ・デフォルト原則（注2）が示されて以降、クラウド環境へのリフト（移行）&シフト（進化）のニーズがますます高まるなかで、FIXERがこれまで培ってきたクラウドネイティブなテクノロジーで日本のDXを加速させてまいります。

<バリュー>

当社はお客様への提供価値を「世界一クラウドネイティブなシステム開発力と最高位パートナー認定「Azure Expert MSP」のマネージドサービス」と定めています。

クラウドを導入するプロジェクトでは、戦略と計画を立て、実行する組織を準備し、構築したデジタル資産を管理する一連のプロセスが重要となります。

Azureの最高位認定である Expert MSPとなるためには、海外の第三者機関によって営業から設計・構築・運用に至る一連のプロセスが、前述のMicrosoft Cloud Adoption Framework for Azure(CAF)に準拠しているか厳しく審査されます。2019年7月、FIXERはこのExpert MSPに認定されております。

(2) 経営戦略等

<経営戦略>

これまで当社は、プロジェクト型サービスにおける大規模開発案件(数千万円/月レベル)を通じて、さまざまなノウハウや部品(汎用化したプログラム)を蓄積してまいりました。

- ・パブリッククラウドが提供する認証サービスに、データベースサービス等を組み合わせた認証・認可基盤
- ・典型的な構成に対し、インフラの構築・設定・正常性確認の操作をプログラム化した、構築自動化ツール
- ・自動的に電話をかけ、又はSMSを送信するSaaS型自動架電サービス

これらは、政府・自治体や金融機関といった、セキュリティ要件が厳しいお客様にもご活用いただいております。システムインテグレータに対してはクラウドに関する高い専門性、専業クラウドインテグレータに対しては大規模なシステム開発への対応力で、独自性の高いポジションを築いてきました。今後は中小規模開発案件においても、大型プロジェクトの知見・ノウハウを活かして顧客数を拡大し、成長の加速化を図ってまいります。

また、当社は2021年8月期まで大規模な広告展開等は実施しておりませんでした。顧客数拡大の実現に向けて、企業認知及びクラウドにおける純粋想起率（クラウドといえば？ と聞かれて当社が想起される割合）の向上により、営業効率・採用効率を高めるため、2022年8月期より広告展開を強化しております。当社の四日市事業所・名古屋事業所が立地し、重点地域である東海3県での番組提供・CM放映から開始し、2022年5月からは名古屋における屋外広告の大規模展開、東海3県におけるCMの重点投下を行っております。今後は広告展開の費用対効果を検証

し、2023年8月期以降のプロモーション戦略を立案いたします。

<経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等>

当社は継続的な企業価値向上を実現するために、事業および組織(人材)を規模・質の両面で強化し、そしてこれらを支えるマーケティング、ブランディング活動を実施します。

事業の規模については、顧客数を経営指標に設定しております。今後は積極的な広告宣伝によってクラウドにおける認知・想起を高めることで、顧客数を増加させていく所存です。

事業の質=収益性については、売上総利益率を経営指標に設定しております。今後はさらなるプロセスの自動化の推進や、クラウドネイティブな開発手法への習熟を通じて、利益率の向上に努めてまいります。

組織の規模については、採用人数を経営指標に設定しております。全国の高専や大学(院)の技術系学生団体との連携強化、テレビ局やソーシャルメディアとタイアップしたエンジニア勉強会開催等の施策を通じ、新卒・中途採用を強化してまいります。

人材の質については、クラウド有資格者率を経営指標に設定しております。資格取得を奨励し、支援制度を充実させることにより、有資格者の継続的な増加を図ってまいります。

これらの施策の結果としてモニタリングしている経営指標としては、1人当たり売上高と平均年齢があります。

まず、2022年8月期の第3四半期累計期間における1人当たり売上高の実績は、42,351千円(注3)となっております。コードファーストと呼ばれる「データベース項目の設計前に、コーディング(プログラミング)によって項目を定義する手法であり、コード先行の開発手法」開発手法を用いて要件定義フェーズを短縮することにより、短納期・低コスト・高品質なサービスを提供できることで、1人当たり売上高を向上してまいります。

また、2022年7月31日時点の平均年齢は、28.3歳(注4)となっております。今後も、クラウドを始めとする最新技術への親和性の高い、若手エンジニアの採用を継続的に強化いたします。

<事業ごとの利益率>

事業	Microsoftが示す 利益率水準 (売上総利益ベース)	当社における 売上総利益率
		2022年8月期 第3四半期累計期間実績
プロジェクト型サービス	35%	38.9%
リセール	15%	23.4%
マネージドサービス	45%	55.6%
SaaS	70%	38.9%
その他	—	—

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社がビジョンに掲げる「DX」の市場は、拡大しつつあります。Microsoft Azureパートナーとしての複数の受賞・認定によって裏付けられた当社の技術力と、顧客企業のDX実現を加速する企画提案力を活かした事業展開により、日本におけるDXの進展とともに、当社も成長してまいりたいと考えております。このような状況を踏まえ、当社は、次のような課題に対し計画的かつ迅速に対処してまいります。

① クラウドビジネスの強化・拡大

当社は創業当時、クラウドの黎明期からエンタープライズシステムのクラウド化に特化し、パブリッククラウド市場の発展とともに成長してまいりました。昨今は、企業のDXニーズに基づくクラウドサービスの普及に加え、新型コロナウイルスの影響を受けた社会のライフスタイル全般のデジタルシフト等の背景もあり、パブリッククラウド市場の加速化が見込まれます。パブリッククラウド市場の変化に伴い、これまでオンプレミス形態の事業を主軸としていた大手システム開発ベンダーなどが同市場へ参入し、競争が激化することも想定されます。

当社といたしましては、a. 当社内の更なるサービス開発体制の強化、b. Microsoftとの営業面での連携強化、c. 過去の開発・運用実績のなかで蓄積した技術的知見や情報資産を活用し、顧客企業に対し高い付加価値を提供しつづけることで競争の激しいクラウド市場においても高いポジションを築いてまいります。

② 優秀な人材確保・育成による開発体制の強化

人材の確保は当社の成長の礎であり、優秀なエンジニアをいかに多く獲得するか、及び在籍エンジニアのスキルをいかに高めていくかが重要な経営課題であると認識しております。

当社では、すでに高い技術力を有するエンジニアの中途採用だけでなく、高等専門学校生を中心とした、新しい技術に対する関心の高い新卒を積極的に採用することで、クラウドネイティブな開発手法の教育や、重要案件での登用を進めております。当社社員の平均年齢は28.3歳(2022年7月31日時点)であり、将来性のある若いエンジニアたちが当社の主要サービスの開発を支える体制が整いつつあります。また、バーチャル環境における空間デザインや特定の技術領域への対応など、プロジェクトの要所で高い専門性を持つ人材が必要となる場合については、海外のプロフェッショナル人材も含め外部人材の活用を推進しております。

③ 独自サービスの強化及び技術革新への対応

新規参入が相次ぐクラウド市場において他社との競争優位性を担保するためには、技術革新への継続的な取組みが必須であると考えております。

当社では、パブリッククラウドにおける長年の経験を通じて蓄積した、クラウドサービスの組み合わせに係る以下のノウハウや部品(汎用化したプログラム)を磨き続けております。

- ・パブリッククラウドが提供する認証サービスに、データベースサービス等を組み合わせた認証・認可基盤
- ・典型的な構成に対し、インフラの構築・設定・正常性確認の操作をプログラム化した、構築自動化ツール
- ・他のシステムの指示に従って自動的に電話をかけたたり、SMSを送信したりできる、SaaS型自動架電サービス

蓄積したノウハウ(クラウドサービスの組み合わせ、構築・運用自動化の技術やサービスの汎用化)に加え、パブリッククラウドベンダーとのリレーションを活かした先端技術の情報収集や、エンジニア採用・育成への投資を続けることで、技術による競争優位性を維持・拡大してまいります。

④ 事業展開のグローバル化

当社では現在、国内市場における事業拡大に注力しておりますが、中長期的な視点からは、デジタル化の波がボーダーレスに進展することが予想されます。特に、当社の顧客企業がデジタルで先行する海外勢としのぎを削る局面に備え、当社も自社サービスのグローバル展開に備えていく必要性を認識しております。

当社では、MicrosoftのGlobal Award受賞により、グローバル市場での認知度を向上させていることに加え、グローバルで公開されているMicrosoft Azure及びAWSのマーケットプレイスに当社の商材を登録することで、グローバル市場へのリーチを拡大しております。

⑤ 事業ポートフォリオの拡大・安定した収益基盤の強化

当社の事業は、クラウドネイティブなシステムを開発するプロジェクト型サービス、クラウドやソフトウェアのライセンスを提供するリセール、パブリッククラウドの基盤構築・運用を行うマネージドサービス、開発ノウハウを元に独自サービスを展開するSaaSという4つの事業から構成されております。

期間が決まっている「フロー」であるプロジェクト型サービスで構築したシステムを、継続的に売上の上がる「ストック」であるリセール及びマネージドサービスでお預かりし運用することで、事業を拡大しております。

そのうえで、当社独自のSaaSアプリケーションサービスを展開し、当該サービスの継続的な利用料や、付随する事業企画コンサルティング、技術検証といった支援も得ながら収益を拡大し、収益基盤のさらなる安定化に寄与するサイクルを生み出してまいります。

⑥ 他企業との連携及び協業の推進

当社のサービス展開においては、問い合わせ窓口を起点とした自社営業チャネルに加え、Microsoftや広告代

理店、顧客企業をチャネルとする機会創出や販売も推進しております。

Microsoft が考える製品・サービスのマーケティング戦略（どの製品・サービスを、どの業界の、どのような顧客課題に対して販売するかという、販売シナリオ）を踏まえ、当社サービスを市場に投入していくことで、効果的な営業活動を推進してまいります。

⑦ 認知度の向上

今後のクラウド市場の成長に伴い、競合他社との競争環境が激化することに備え、当社の事業成長をより一層加速させるためには、当社の企業認知度及びクラウドにおける純粋想起率（クラウドといえどと聞かれて当社が想起される割合）向上に向けた施策が必須であると考えております。

当社が従前から活用してきたメディア（コーポレートサイト、自社テックブログ、媒体上でのスポンサーサイト）に加えて、テレビCM・インターネット広告・タクシー広告・屋外広告等を積極的に展開してまいります。

⑧ 管理体制の強化

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて創り出された「ニューノーマル」という言葉に表されるように、これまで当たり前と認識されてきた常識が変化しております。当社におきましても、このような変化や今後の事業規模拡大などに対応できるよう、管理体制の強化・整備を課題の一つとして認識しております。

当社は事業継続の観点から、東京本社・四日市事業所・名古屋事業所を中心とした複数の事業拠点にまたがる営業・開発体制を整備しております。同時に、20代～30代の若手中心に事業を推進する社風を活かし外部環境の変化に応じたプロジェクト間での柔軟なリソースシフトを可能にしております。並行して、内部統制システムの整備を主とした内部管理体制の強化にも努めてまいります。

⑨ システム基盤の強化

マネージドサービスを中核としたクラウドサービス事業においては、サービスのセキュリティや安定稼働を担保することで、顧客企業の信頼度と満足度を高めることが重要であると考えております。

そのため、当社では自社サービスのセキュリティ強化並びに品質向上を図る取組みの一環として、各種の公的認証を取得しております。当社が取得しております公的認証はISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）、ISO 9001（品質マネジメントシステム）、ISO/IEC 20000（ITサービスマネジメントシステム）、ISO/IEC 27017（クラウドセキュリティ認証）及びプライバシーマークです。

⑩ 財務上の課題

財務基盤の安定性を維持しながら、事業上の課題を解決するための事業資金を確保し、新規事業開発のために機動的な資金調達を実施できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを保つことを、財務上の課題として認識しております。

- (注) 1. デジタルトランスフォーメーションの略。最新のデジタル技術を駆使した、デジタル化時代に対応するための企業の変革という意味合いで使われております。経済産業省が2018年12月に発表した「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX推進ガイドライン）」では、デジタルトランスフォーメーションを「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と、より詳細に定義しております。
2. 2018年6月にデジタル庁が発表した「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」に記載されている「政府情報システムの構築を実施する際に、クラウドサービスの利用を第一候補」とする基本方針。
3. 2022年8月期第3四半期累計期間実績。売上高÷期中平均人員数により算出。人員数は、正社員、出向社員の合計。
4. 正社員、出向社員の平均年齢。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、以下のようなものがあります。また、当社として必ずしも事業上のリスクとして考えていない事項についても、投資者の投資判断、あるいは当社の事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

1. 事業展開について

(1) クラウド市場、及びクラウドを前提としたDX市場の今後の動向について

当社は、パブリッククラウド上で稼働するシステムやサービスをプロジェクト型サービスとして構築し、そのシステムをマネージドサービスで保守・運用することで、事業を拡大してまいりました。DXを目的とした顧客企業の活発なIT投資を背景に、当社は引き続きクラウドを軸に成長を加速化してまいります。

しかしながら、国内外の経済情勢や景気動向等の理由により、顧客企業のIT投資の縮小やそれに伴うクラウド市場の成長が鈍化するような場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 製品・サービスの関連性について

当社は、ストック型/リカーリング型の売上が見込めるリセール、マネージドサービス及びSaaSを拡大するため、オンプレミスのシステムをパブリッククラウドに移行するための設計・構築、クラウドネイティブなソフトウェア開発などを支援する、プロジェクト型サービスを提供しております。

そのため、競合の増加・競争力強化などを通じて、プロジェクト型サービスの案件獲得が困難になった場合には、フロー型の売上が減少するだけではなく、ストック型/リカーリング型であるマネージドサービスの成長に影響を及ぼし、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) Microsoft Azureへの依存について

当社は、クラウド・コンピューティング・サービスであるMicrosoft Azureのマネージドサービスを中核とするクラウドソリューションを提供することにより、事業の成長を実現してまいりました。当社が取り扱うパブリッククラウドは、大半がMicrosoft Azureであり、当社の成長は同サービスの市場拡大に影響を受けます。当社は、パブリッククラウド市場の市場規模は今後も拡大していくという認識の下、そのなかで最も高い成長率でシェアを拡大しているMicrosoft Azure上でクラウドサービスを展開しつつ、AWS等の他パブリッククラウドも活用していく方針です。

Microsoft Azureへの高い依存度が当社の経営的なリスクとならないよう、当社はコンテナ化技術(仮想化技術の一つで、アプリケーションをインフラに依存しないエンジン上で動作させる技術)を積極的にエンタープライズシステムに導入しており、特定のパブリッククラウドに依存しない状態の維持に努めております。当社はAWSのAWS Partner Network(※1)においてSelectティア(※2)に認定されております。また、AWS Public Sector Partner(※3)にも認定されており、同社とのリレーションを活用しながら、中央省庁や関係機関の案件での実装を開始しております。しかしながら、Microsoft Azureの市場規模の縮小や米国Microsoft Corporation社の経営戦略の変更がある場合、AWSの活用が計画どおり進展しなかった場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 日本マイクロソフト株式会社との契約について

当社のサービスの約90%以上がMicrosoft Azureを用いて構築されており、日本マイクロソフト株式会社とのパートナーネットワーク契約に基づいて提供しております。当該契約は、当社又は日本マイクロソフト株式会社のいずれかが解除事由への抵触を理由に解除を申し出た場合のほか、理由の如何に関わらず事前に解除を申し出た場合を除いて、継続するものとされております。現時点では当該契約の解除事由に該当する事実は生じておらず、良好な

関係の下、パートナーとして最高位の認定資格である「Azure Expert MSP」も取得しております。

しかしながら、今後当社が解除事由に抵触したこと等を理由に契約を解除された場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

例えば、万一、日本マイクロソフト株式会社との契約が解除された場合、リセールにおいては、契約に基づくインセンティブ(売上高として計上)が減少するほか、Microsoftの製品・サービスを他社経由で仕入れることにより利益率の低下が見込まれます。しかし、プロジェクト型サービス、マネージドサービスにおいては、一時的な影響はあるものの、Microsoft Azureを他社から仕入れることや他のパブリッククラウドへの移行を検討することで、売上への影響を限定的に留めることができると考えております。

(5) サービス中断の可能性について

当社は、東京本社に一極集中するリスクを排除することを目的の一つとして、四日市事業所にも一部エンジニアを異動しており、リスクの分散化を図っております。

しかしながら、予測困難な地震・台風・洪水・津波・竜巻・豪雨・大雪・火山活動などの自然災害、火災や停電・電力不足、テロ行為、新型コロナウイルスなどの感染症の流行などの事情により、通信ネットワークや情報システムなどが正常に稼働しなくなった場合、当社の提供するサービスに支障を来す可能性があります。その結果、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムトラブルの発生について

当社は、パブリッククラウドを活用したサービスを提供しておりますが、Microsoft Azureが提供する各種サービスを提供するためには、インターネットの利用が不可欠な状態にあります。そのため、人為的なミスや設備・システム上の問題、第三者によるサイバー攻撃、ハッキングその他不正アクセスなどが発生し、Microsoft Azure自体にシステム障害が起きる場合には、これに起因して各種サービスを継続的に提供できなくなることで、又は各種サービスの品質が低下することなどの重大なトラブルが発生する可能性があります。その結果、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

こうした障害によるサービスの中断や品質低下を避けるため、システム構成の冗長化、拡張性のある設計といった対策を行っております。また、Microsoft Azure全体に障害が発生する場合にも備え、AWSに対しても積極的に取り組み、複数のクラウドサービスを組み合わせる最適な環境を実現するマルチクラウド化を推進することで、システムとしての堅牢性を強化しております。

(7) 新規事業展開について

当社は、事業規模の更なる拡大と収益源の多様化を進めるため、積極的に新規事業開発に取り組む必要があると考えております。新規事業の展開にあたっては、市場規模及び当社シェアの推定による収益化の可能性や技術的な実現可能性などを十分吟味し、事業分野の選定及び計画立案を行ってまいります。

しかしながら、新規事業に伴うリスクを十分に調査や検証したうえで実行する方針ではあるものの、投資時点や事業展開の開始時点で想定されなかった事象が起こる可能性があり、当初想定した効果や利益が実現されない可能性もあります。そのような場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 売上計上時期について

当社のサービスのうち、基本的にリセール・マネージドサービス・SaaSは、サービス利用契約に基づき提供しております。一方、プロジェクト型サービスにおいて、本来アジャイル開発には準委任契約が適切ではありますが、当社プロジェクト型サービスの主な取引先である公的機関等との取引では請負契約を求められることがあります。

当社は、請負契約によるプロジェクト型サービス案件については、想定される工数、難易度、リスク等を考慮のうえで受注金額及び売上計上時期を決定し、策定されたプロジェクト計画から乖離が生じないように工数管理を行っておりますが、受注後、契約締結までに時間を要した場合などには、売上計上開始時期が当初の予定と乖離する場合があります。また、受注時からプロジェクトの規模や内容が大きく変更された場合、同様の乖離が発生する可能性があります。これらの影響金額の大きさによっては各四半期あるいは事業年度における当社の経営成績に変動が生じる場合があります。

(9) 特定の取引先への依存について

当社の2021年8月期の売上高は、約24.1%がパーソルプロセス&テクノロジー株式会社、約22.2%が厚生労働省であり、どちらもHER-SYSに関連するものです。2021年4月より、パーソルプロセス&テクノロジー株式会社の発注が厚生労働省からの直接発注に切り替わりましたが、案件の内容は同一であります。2022年8月期は、新型コロナウイルスの感染者急増によるインフラ強化に伴う、リセール・マネージドサービスの売上増加、自動架電サービスの利用増加に伴うSaaSの売上増加により、売上依存度が高くなっており、2022年8月期第3四半期累計期間の売上高合計に占める厚生労働省の割合は約70.4%となっております。この売上はHER-SYSと自動架電サービスの利用回数、利用いただいているシステムの継続によって変動するため、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

今後の厚生労働省との契約については、2022年4月～2023年3月度の保守運用に係る随意契約を締結し、当社の2022年8月期下期及び2023年8月期上期に売上計上の予定ですが、2023年8月期下期及び2024年8月期上期に当たる2023年4月～2024年3月度の契約は本書提出日現在では未締結であり、不確実性があります。なお、2024年4月以降は、感染症の収束可能性等を踏まえ、中期経営計画には織り込んでおりません。

当社としては、主にHER-SYSでご利用いただいている自動架電サービスなどの独自サービスを他業界に展開することや、他省庁の入札案件へ参画していくことにより、顧客基盤の拡大・強化を図ってまいります。

取引先	2021年8月期実績		2022年8月期第3四半期累計期間実績	
	売上高（千円）	売上高合計に占める割合	売上高（千円）	売上高合計に占める割合
パーソルプロセス&テクノロジー株式会社	868,826	24.1%	—	—
厚生労働省	801,013	22.2%	4,768,978	70.4%

2. 外部環境について

(1) 競合について

当社が事業展開するクラウドサービス市場は、大企業から中小企業まで、競合企業が多数存在しております。当社は、競争力強化と差別化を図ることを目的として、リセールにおいては仕入れたライセンスに技術サポートや教育サービス等の付加価値をあわせてご提供、マネージドサービスにおいては構築・運用自動化技術の蓄積といった取り組みを行っております。こうしたサービスの品質向上を目的として、AIチャットボットやIoTデータを蓄積するビッグデータ基盤等、顧客ニーズの高い技術要素の研究開発を行っております。また、クラウド技術への順応性の高い若手エンジニアの採用を新卒・中途の両面で拡大していくことにより、今後のクラウドサービスに対するニーズ拡大を捉えてまいります。

しかしながら、DXニーズの高まりによる顧客企業のIT投資をビジネス機会と捉え、今後も新規に参入しようとする企業が増加することが予測されます。競合他社の技術力やサービスの向上、大手資本の参入などにより競争が激化した場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新の対応について

当社の属するIT業界においては、技術革新のスピードが速く、それに応じて業界標準及び利用者ニーズが急速に変化し、関連製品やサービスが逐次生み出されています。当社も技術革新及び顧客ニーズの変化に対応すべく、積極的に最新情報の収集、技術の蓄積及びそれらの技術を使用した製品・サービスの開発に取り組んでおります。

しかしながら、当社の対応力を上回る急激な技術革新が生じた場合、当社の製品やサービスの陳腐化や競争力の低下を引き起こし、また、技術革新に対応するために必要となる追加の開発費などの支出が拡大した場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 価格競争について

当社においては、アジャイル・フロントローディング型の開発プロセス、構築・設定を自動化するコード開発等により、競合他社との差別化及び競争力の維持に努めております。

しかしながら、新規参入により当社が属するクラウド市場における価格競争が激しくなることが予想されます。競合他社との差別化が有効に図れず、当社が提供するサービスの売上高が予想どおりに増加しない、又は利益水準の悪化により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化による収益変動の可能性について

当社は、新型コロナウイルス感染症に係る情報管理システムを提供しております。新型コロナウイルスの感染拡大により、2022年8月期の売上高及び利益は同システムの利用増加の影響を受けております。今後、新型コロナウイルスの感染状況の変化、制度変更等により同システムが使用されなくなることで、関連する売上高及び利益の成長率が鈍化する可能性があります。

一方で、当社は、新型コロナウイルスの感染拡大前から、テレワークを積極的に推進し、2019年の第19回テレワーク推進賞では優秀賞を受賞するなどの実績もございました。こうした取り組みによる積み重ねもあり、新型コロナウイルスの感染拡大後も問題なく事業を継続してまいりました。また、新規サービスの開発や秘匿性の高い開発など、対面でのコミュニケーションがより重要になる案件にも対応するため、開発拠点を東京本社と四日市事業所に分散させるといった対策も行っていました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大による「新しい生活様式」は、クラウドを活用したリモート会議やファイル共有によって支えられており、市場環境の観点でも当社事業に対する負の影響は限定的であると考えております。

3. 事業運営について

(1) 特定人物の依存について

当社の創業者であり大株主でもある代表取締役社長松岡清一は、豊富な知識と経験、リーダーシップを有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社では、一個人の属人性に過度に依存することのない組織的な事業経営体制を構築しておりますが、現時点において何らかの事情により同氏が業務を遂行できない事態となった場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 組織体制について

当社は、本書提出日現在、取締役5名、監査役3名、執行役員3名、従業員195名で構成されており、現在の内部管理体制はこの規模に応じたものとなっております。当社は今後、業容の拡大及び従業員の増加にあわせて組織整備、内部管理体制の拡充を図っていく予定であります。しかしながら、今後の事業拡大が急速に進み、組織体制の拡充が事業の拡大に間に合わない場合などには、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 優秀な人的資源の確保について

当社の成長と利益は、IT技術等の専門性に基づいて顧客に価値を提供する優秀な人材の確保・育成に大きく影響されます。当社においては、若手人材の採用・育成に重点を置き、組織拡大を図ってまいりました。新卒採用においては、採用実績校とのリレーション強化による継続採用により採用を拡大しております。中途採用においては、社員によるリファラル採用による質の向上を図っております。また、育成においては若手先輩社員が新入社員に研修やOJTを実施するという、人材育成のノウハウも蓄積してまいりました。

しかし、こうした取り組みにもかかわらず、優秀な人材の採用・育成が想定どおりに進まない場合、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 不採算プロジェクトの発生について

当社はプロジェクト毎に想定される工数や難易度を基に、見積りを作成し受注をしておりますが、見積り作成時に想定していなかった不測の事態等により、工数が大幅に増加することで不採算プロジェクトが発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 外部協力先の確保について

当社は必要に応じて、複数の外部協力先に委託を行って事業を運営しております。外部委託に際しては、委託先の業務遂行能力を見極め、守秘義務契約書や情報セキュリティアンケート等によって安全性を担保し、定期的な打ち合わせを通じて業務進捗を管理しております。

万一、上記のような要件を満たす外部協力先や、協力先における技術者数が確保できない場合、又は委託単価が高騰した場合には、費用増加又は納期遅延等が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) サービスの品質について

当社は各プロジェクトにおいて、ISO 9001（品質マネジメントシステム）に則った管理体制を整備するとともに、各分野における専門性を保有する社員を品質責任者として配置することで、提供するサービスの品質を担保しております。

しかしながら、何らかの事情により当社が提供したサービスに重大な不具合や瑕疵等が発見された場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 知的財産権について

当社では、知的財産権に関するクリアランス調査の実施、従業員向け研修等を通じて、他社の有する知的財産権の侵害がないよう、細心の注意を払って業務を遂行しております。こうした取り組みの結果、知的財産権の侵害を行っていないものと認識しておりますが、不可抗力により侵害する可能性は皆無ではありません。

当社が提供するサービス又は製品に対して、第三者より損害賠償、使用差止めや当該特許に関する対価の支払い等の請求を受ける可能性があり、他社の有する知的財産権を侵害したと認定され、損害賠償等の責任を負担する場合は、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報管理体制について

当社では、クラウドインテグレーションなどのサービスを幅広くご提供させていただく過程で、顧客企業が有する個人情報や顧客企業のシステム技術情報等の各種機密情報を知りうる場合があります。コンピュータウィルス、不正アクセス等の理由により、これらの機密情報の漏洩や改竄等が発生した場合、顧客企業等から損害賠償請求や当社の信用失墜の事態を招き、当社の事業展開、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社では、「情報セキュリティ管理規程」を制定し、当該規程に基づいた情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、運営することで情報の適切な管理を行っております。なお、当社では、ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）、ISO 9001（品質マネジメントシステム）、ISO/IEC 20000（ITサービスマネジメントシステム）、ISO/IEC 27017（クラウドセキュリティ認証）及びプライバシーマークを取得して各種情報の管理体制を整備しております。

4. その他

(1) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。

しかしながら、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と組織体制強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来無配としてまいりました。現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、経営成績及び財務状態を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。

現時点におきましては、将来の事業展開と組織体制の強化のために必要な内部留保の確保を優先させることが株主への最大の利益還元につながると考えており、今後の配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(2) 資金使途について

株式上場時の公募増資による資金調達資金の資金使途につきましては、①cloud.configの開発費用、②マーケティング費用及び③人員体制強化費用に向けた投資に充当する予定です。

しかしながら、当社が属するIT業界は急速に事業環境が変化することも考えられ、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても想定した投資効果が得られない可能性があり、当社の事業展開、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新会社設立、M&A、資本業務提携について

当社は、拡大が見込まれるクラウド市場のニーズに対応するため、及び企業価値の向上のため、新会社設立、M&A、資本業務提携を有効な手段の一つであると位置づけております。

上記につきましては、対象企業の財務内容や契約関係等についての詳細な事前調査を行い、十分にリスクを検討したうえで実施する所存ですが、対象企業における偶発債務の発生や簿外債務の判明等、事前の調査によっても把握できなかった問題が生じた場合や、事業展開が計画どおりに進行しない場合には、投資回収が困難になること等により当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 大株主との関係について

当社の代表取締役社長である松岡清一は、当社の大株主であり、同氏の資産管理会社である株式会社mamの所有株式数を含めると、本書提出日現在で発行済株式総数の77.8%の議決権を所有しております。同氏は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。また、当社といたしましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情により、大株主である同氏の株式が減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

[用語解説]

- ※1 AWS Partner Network : AWSクラウド、プログラム、専門知識、リソースを活用して、自社のオフファリング（製品やサービス）を構築、マーケティング、販売するパートナーのグローバルコミュニティを指します。
- ※2 Selectティア : AWS Partner Networkにおいて、トレーニングと認証を受けた人員とともに、カスタマーエクスペリエンスを提供するパートナーを指します。
- ※3 AWS Public Sector Partner : 政府機関、宇宙、教育機関、非営利団体を対象としたクラウドベースのソリューションと経験を持つ AWS パートナーを指します。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

第12期事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

当事業年度における日本経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見えない中、引き続き厳しい状況にあります。こうした状況において、企業が直面する環境の不確実性や複雑性は高くなっており、業績も業態による二極化が進んでおります。ワクチン接種率の上昇を始めとする感染対策や、協力金支給等の産業支援策の結果、企業活動や個人消費等に持ち直しの動きもみられますが、コロナ禍長期化を見据えた対応の重要性も高まっております。

一方、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用により、テレワークの推進、施設や店舗への営業時間短縮や休業、不要不急の外出自粛等の要請が長期的に継続しました。これにより、人との接触機会を減らしながら商品やサービスを購入したり、就業したりすることができる、インターネットサービスに対する需要は引き続き高い状況です。そして、これらのサービスを提供するIT企業に対する投資拡大の動きが広がり、とりわけクラウドサービス事業者に期待される社会的役割は、一層拡大していると認識しております。

具体的には、テレワーク環境の整備、顧客接点のデジタル化を中心としたデジタルトランスフォーメーションの基盤となる、パブリッククラウドの活用が加速化しております。当社が提供するマネージドサービスの主たる基盤であるパブリッククラウドMicrosoft Azure は、クラウドサービスの世界シェアで2018年にAWSを逆転して首位に立っており、高い成長率を維持しております。

当社はパブリッククラウドのマネージドサービスを中核事業とし、パブリッククラウドの活用を推進する各種サービス開発をポートフォリオに有する企業として、ビジネスの拡大に取り組んでまいりました。その中でも、前事業年度より開発・運用を行ってきた厚生労働省・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）関連のサービス拡充や、新型コロナウイルス感染症の影響によりリアルイベントの開催が大きく制限される中で新たな顧客接点となりうる、SaaSとしてのメタバース基盤の開発に取り組んでまいりました。これらの分野につきましては、ウィズコロナ・アフターコロナ時代のニューノーマルにおける社会的価値とニーズが高い分野として、引き続き注力してまいります。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高3,606,449千円（前期比21.8%増）、営業利益は317,485千円（同6.1%減）、経常利益は314,888千円（同4.1%減）、当期純利益は196,212千円（同37.4%増）となりました。

なお、当社の事業はクラウドサービス事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

第13期第3四半期累計期間（自 2021年9月1日 至 2022年5月31日）

当第3四半期累計期間における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、依然として極めて厳しい状況にあります。感染拡大防止や産業支援等の政策の結果、企業活動や個人消費等に持ち直しの動きがみられますが、コロナ禍長期化のリスクを踏まえて対応していく必要があります。

一方、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用により、テレワークの推進、施設や店舗への営業時間短縮や休業、不要不急の外出自粛等の要請が長期的に継続しました。これにより、人との接触機会を減らしながら商品やサービスを購入したり、就業したりすることができる、インターネットサービスに対する需要は引き続き高い状況です。そして、これらのサービスを提供するIT企業に対する投資拡大の動きが広がり、とりわけクラウドサービス事業者に期待される社会的役割は、一層拡大していると認識しております。

具体的には、テレワーク環境の整備、顧客接点のデジタル化を中心としたデジタルトランスフォーメーションの基盤となる、パブリッククラウドの活用が加速化しております。当社が提供するマネージドサービスの主たる基盤であるパブリッククラウドMicrosoft Azure は、クラウドサービスの世界シェアで2018年にAWSを逆転して首位に立っており、高い成長率を維持しております。

当社はパブリッククラウドのマネージドサービスを中核事業とし、パブリッククラウドの活用を推進する各種

サービス開発をポートフォリオに有する企業として、ビジネスの拡大に取り組んでまいりました。中でも、前事業年度より開発・運用を行ってきた厚生労働省向けのエンタープライズシステムのサービス拡充や、メタバース基盤等の新規サービス開発に取り組んでまいりました。これらの分野につきましては、ウィズコロナ・アフターコロナ時代のニューノーマルにおける社会的価値とニーズが高い分野として、引き続き注力してまいります。

以上の結果、当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高6,771,527千円、営業利益は1,614,955千円、経常利益は1,612,683千円、四半期純利益は998,970千円となりました。

なお、当社の事業はクラウドサービス事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

② 財政状態の状況

第12期事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

（資産）

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べ59,372千円増加し、2,631,911千円となりました。このうち流動資産は52,091千円増加し、2,276,197千円となり、固定資産は7,280千円増加し、355,713千円となりました。流動資産の主な増加要因は、売上高の規模拡大により売掛金が255,535千円増加、また四日市市オフィスの増床により前払費用が35,725千円増加した一方、現金及び預金が243,326千円減少したことによるものであります。固定資産の主な増加要因は、四日市市オフィスの増床及び人員増加に伴うPC購入の影響で有形固定資産が4,823千円増加したことと、売上高の規模拡大により繰延税金資産が7,289千円増加したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べ136,839千円減少し、915,305千円となりました。このうち、流動負債は19,011千円増加し、796,629千円となり、固定負債は155,851千円減少し、118,676千円となりました。流動負債の主な増加要因は、売上の増加に伴いMicrosoft Azureの利用量が増加したことにより、買掛金が145,683千円増加したこととあります。固定負債の減少要因は、借入金の返済により長期借入金が155,851千円減少したこととあります。

（純資産）

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ196,212千円増加し、1,716,606千円となりました。これは、当該事業年度における当期純利益の累積により、繰越利益剰余金が196,212千円増加したことによるものであります。

第13期第3四半期累計期間（自 2021年9月1日 至 2022年5月31日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における総資産は5,181,946千円となり、前事業年度末に比べて2,550,034千円増加しました。これは主に、売上規模の拡大や運転資金に余裕を持たせるための当座貸越の実行により、現金及び預金が1,514,032千円、売掛金及び契約資産が916,519千円増加し、名古屋事業所の移転により投資その他の資産が75,149千円、有形固定資産が11,484千円増加したことによるものであります。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債は2,466,369千円となり、前事業年度末に比べて1,551,063千円増加しました。これは主に、売上規模の拡大とそれに伴う仕入高の増加により、未払法人税等が515,612千円、短期借入金が500,000千円、買掛金が375,060千円増加した一方、長期借入金が68,468千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産は2,715,576千円となり、前事業年度末に比べて998,970千円増加しました。これは、当第3四半期累計期間における四半期純利益998,970千円の計上によるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第12期事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

当該事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度に比べ29,966千円減少し、1,463,906千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動の結果、支出した資金は3,173千円（前事業年度は210,656千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益が314,888千円、売上規模の拡大とそれに伴う仕入高の増加により、仕入債務の増加額が145,683千円であった一方、売上債権の増加額が255,535千円、法人税等の支払額が139,647千円、その他の負債の減少額が58,295千円、その他の資産の増加額が35,295千円あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動の結果、獲得した資金は177,445千円（前事業年度は39,219千円の支出）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入213,360千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動の結果支出した資金は、204,239千円（前事業年度は786,884千円の獲得）となりました。これは、長期借入金の返済による支出204,239千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b 受注状況

当社は受注から販売までの期間が短いため、当該記載を省略しております。

c 販売実績

第12期事業年度及び第13期第3四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。なお、当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	第12期事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)		第13期 第3四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年5月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
クラウドサービス事業	3,606,449	121.8	6,771,527
合計	3,606,449	121.8	6,771,527

(注) 1. 第11期事業年度、第12期事業年度及び第13期第3四半期累計期間の主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第11期事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)		第12期事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)		第13期第3四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年5月31日)	
	金額(千円)	比率(%)	金額(千円)	比率(%)	金額(千円)	比率(%)
パーソルプロセス&テクノロジー株式会社	301,244	10.2	868,826	24.1	—	—
厚生労働省	—	—	801,013	22.2	4,768,978	70.4
ヤマトシステム開発株式会社	528,898	17.9	624,634	17.3	443,605	6.6
株式会社北國銀行	1,603,532	54.2	471,142	13.1	303,466	4.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 株式会社北國銀行は2020年9月までの北國クラウドバンキング開発プロジェクトが終了し、保守・運用フェーズに入ったことにより、第12期で金額が減少しております。厚生労働省HER-SYSの契約先であったパーソルプロセス&テクノロジー株式会社は、2021年4月より同システムの保守・運用が同省との直接契約となったことから、第13期では売上を計上しておりません。厚生労働省は、第13期において新型コロナウイルス感染者数の急増に伴うインフラ増強、自動架電・自動SMS送信サービスにより、金額が増加しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りに関しては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる可能性があります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要な当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容

やその変動により経営成績等に生じる影響は次のとおりであります。

(繰延税金資産)

当社は、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づく課税所得の金額に基づき算出しております。繰延税金資産の金額は、今後の事業年度における課税所得が見積りと異なった場合や、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産を減額し、税金費用を計上する可能性があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 経営成績の分析

第12期事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

(売上高)

売上高は、前事業年度に比べ645,754千円増加して3,606,449千円（前期比21.8%増）となりました。これは主に、2020年8月期に稼働した厚生労働省のHER-SYSの追加受注により1,382,843千円、メタバース基盤の売上高が329,869千円増加した一方、株式会社北國銀行の法人クラウドバンキング開発案件の終了により、当該案件に関連する売上高が1,136,893千円減少したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、前事業年度に比べ617,647千円増加して2,299,107千円（同36.7%増）となりました。これは主に、事業規模の拡大に伴い、各種ソフトウェアライセンスの利用に係る費用や業務委託費が増加したことによるものであります。

以上の結果、売上総利益は前事業年度に比べ28,107千円増加して1,307,341千円（同2.2%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ48,603千円増加して、989,855千円（同5.2%増）となりました。これは主に、上場準備に係る費用の増加によって支払報酬料が66,089千円増加した一方、バックオフィスの人員数の減少により、給与及び賞与が45,149千円、減価償却費が24,567千円、地代家賃が1,549千円減少したことによるものであります。

以上の結果、営業利益は前事業年度に比べ20,496千円減少して317,485千円（同6.1%減）となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益は1,844千円（同148.3%増）となりました。これは主に、補助金収入の増加によるものであります。また、営業外費用は、4,441千円（同57.7%減）となりました。これは主に、借入金の返済による、支払利息の減少によるものであります。

以上の結果、経常利益は前事業年度に比べ13,342千円減少して314,888千円（同4.1%減）となりました。

(特別損益、当期純利益)

特別損失は0千円で、特別利益はありませんでした。また、法人税等は、前事業年度に比べて27,867千円増加して118,675千円（同30.7%増）となりました。

以上の結果、当期純利益は前事業年度に比べ53,433千円増加し196,212千円（同37.4%増）となりました。

第13期第3四半期累計期間（自 2021年9月1日 至 2022年5月31日）

(売上高)

当第3四半期累計期間における売上高は6,771,527千円となりました。これは主に厚生労働省向けシステムの利用ユーザー数が増加したことでリセール売上高が1,725,958千円、マネージドサービス売上高が1,360,793千円まで伸びたこと、また、自動架電サービスの利用が増加し、これによりSaaS売上高が3,003,314千円まで伸びたことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当第3四半期累計期間における売上原価は4,179,585千円となりました。これは厚生労働省向けシステムの利用ユーザー数増加に伴いインフラを強化したこと、また自動架電サービスの利用増加に伴い仕入が増加したことで増額した、Azure・Twilio・業務委託費等の制作原価、ライセンス利用料によるものであります。この結果、売上総利益は2,591,941千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は976,986千円となりました。主に新卒採用を中心とした採用数の増加に伴い増額した人件費、認知率・早期率向上を目指したマーケティング強化により増額した広告宣伝費等によるものであります。この結果、営業利益は1,614,955千円となりました。

(営業外損益、経常利益)

当第3四半期累計期間において営業外収益が11千円、営業外費用が2,282千円発生しております。この結果、経常利益は1,612,683千円となりました。

(特別損益、四半期純利益)

当第3四半期累計期間において特別損益の計上はなく、法人税等を613,712千円計上した結果、四半期純利益は998,970千円となりました。

b 財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ②財政状態の状況」をご参照ください。

c キャッシュ・フロー状況の分析

キャッシュ・フロー状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ③キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

③ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業展開や外部環境、事業運営等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は常に業界動向や外部環境を注視しつつ、優秀な人材を確保し市場ニーズに適合したサービスを展開していくことにより、これらのリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

④ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の運転資金需要の主なものは、事業の拡大に伴う人件費、Microsoft Azureの利用に対する手数料及び当社のサービスを向上させるためのシステム維持費等の営業費用であります。現時点で予定されている重要な資本的支出はありません。事業に必要な資金は手許資金、金融機関からの借入及び新株発行等により資金調達していく方針であります。資金使途及び需要額に応じて柔軟に検討を行う予定であります。

⑤ 経営者の問題意識と今後の方針について

当社を取り巻く現在の環境は、DXニーズの加速やニューノーマルに対応する新しい需要が創出される状況など、クラウド市場が拡大する方向にあることを認識しております。当社の企業理念は、「Technology to FIX your challenges. あなたのチャレンジをテクノロジーで成就する」であります。今後も顧客企業や外部環境の変化を適切にとらえ、クラウドのメリットを最大限に活かした新サービスの提供と、ストック型ビジネスの拡大を軸に事業の成長を図ってまいりたいと考えております。その実現に向け、当社の高い技術力を活かした短期間・低コストの開発体制を更に強化する方針であります。今後、当社が更なる事業拡大を図るために、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載した様々な課題に対して、弛まぬ努力をもって対処していく方針であります。

⑥ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標として、収益獲得の効率性の向上を実現するための一人当たり売上高、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するための契約社数、最新技術を積極的に取り込む風土と行動力を競争力の源泉とするための社員平均年齢、収益性の向上を実現するための事業ごとの利益率を重要な経営指標と位置づけております。

一人当たり売上高については、当第3四半期累計期間において42,351千円となっており、今後ソフトウェア開発の自動化の推進により増加させていく方針であります。

契約社数については、2022年7月31日時点において90社となっておりますが、今後積極的な広告宣伝による知名度向上により増加させていく方針であります。

社員平均年齢については、2022年7月31日時点で28.3歳となっており、社員数が増加する今後においても、新卒採用を重視した開発人員強化に取り組み、平均年齢20代を維持し続けることを目標としております。

事業ごとの利益率については、当第3四半期累計期間においてプロジェクト型サービス38.9%、リセール23.4%、マネージドサービス55.6%、SaaS 38.9%となっております。今後、マネージドサービスにおいては、cloud.config上に様々な共通機能・サービスを搭載、オンデマンド型で提供できるよう進化させることで改善していく方針であります。また、SaaSにおいては、自動架電サービス・メタバース基盤の継続的なサービス改善・顧客層の拡大を通じて改善する方針であります。

4 【経営上の重要な契約等】

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
日本マイクロソフト株式会社	東京都港区港南二丁目16番3号	Microsoft Partner Agreement (CSP=Cloud Solution Provider 契約) (注)	2021年6月1日	当社からの解約申し込みや、重大な契約違反等がない限り有効	日本マイクロソフト(株)のCSPライセンスについて当社が販売する。契約締結日から原則として自動更新(契約解除の場合、解除日から30日以上前までに書面にて通知)

(注) CSP (Cloud Solution Provider) 契約とは、マイクロソフト社がシステム開発事業者向けに実施している、業務用クラウドサービスの再販売制度で、マイクロソフトクラウド製品を自社サービスに組み込んで販売することができる契約を指します。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第12期事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

当事業年度における設備投資については、開発機能の強化などを目的とした設備投資を実施しております。設備投資等の総額は30,233千円であり、その主な内容はPC及びPC周辺設備の購入9,635千円、車両運搬具2台の購入8,405千円であります。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第13期第3四半期累計期間（自 2021年9月1日 至 2022年5月31日）

当第3四半期累計期間における設備投資については、開発機能の強化などを目的とした設備投資を実施しております。設備投資等の総額は33,552千円であり、その主な内容は、リモート会議対応のための本社の間仕切り等7,316千円、PC及びPC周辺設備の購入16,698千円であります。

また、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2021年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
		建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (東京都港区)	事務所設備	41,454	3,161	16,313	5,374	66,304	66
四日市事業所 (三重県四日市市)	事務所設備	2,896	3,028	10,811	862	17,599	81

(注) 1. 当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 帳簿価額のうち、「その他」はソフトウェア、一括償却資産等の合計であります。

5. 事業所は賃借しており、本社の年間賃借料は154,546千円、四日市事業所の年間賃借料は33,119千円であります。

6. 従業員数は就業人員であり、従業員数には執行役員3名を含んでおりません。なお、臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2022年7月31日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,000,000
計	54,000,000

(注) 2022年4月15日開催の臨時株主総会により、発行可能株式総数に関する定款を変更し、発行可能株式総数は9,820,000株減少し、180,000株となっております。また、2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は53,820,000株増加し、54,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	13,663,200	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	13,663,200	—	—

- (注) 1. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有しておりましたが、2022年5月16日付ですべて消却しております。
2. 2022年4月15日開催の臨時株主総会において、2022年6月2日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は13,617,656株増加し、13,663,200株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権
決議年月日	2019年8月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社新株予約権の受託者 1
新株予約権の数(個) ※	3,150 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,150 [945,000] (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	24,000 [80] (注)3、6
新株予約権の行使期間 ※	2019年8月30日～2029年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 24,500 [82] (注)4、6 資本組入額 12,250 [41] (注)5、6
新株予約権の行使の条件 ※	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)9

※ 最近事業年度の末日(2021年8月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、500円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は300株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの払込金額(行使価額)であります。

当該払込金額(行使価額)は、最近事業年度の末日現在は24,000円、提出日の前月末現在は80円であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の1株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}}$$

4. 本新株予約権の行使による1株当たりの発行価格であります。

行使時の払込金額24,000円に、新株予約権1個当たりの公正な評価単価である発行価額500円を合算したものであります。

5. 本新株予約権の行使による1株当たりの資本組入額であります。

資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとしております。

6. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「受託者」)は、新株予約権を行使することができず、かつ、第1回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より新株予約権の付与を受けた者

(以下、「本新株予約権者」)のみが新株予約権を行使できることとしております。

(2) 本新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができません。

(a) 24,000円(ただし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法で定める行使価額と同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割り当てによる場合等を除く)。

(b) 24,000円(ただし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法で定める行使価額と同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く)。

(c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、24,000円(ただし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法で定める行使価額と同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く)。

(d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が24,000円(ただし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法で定める行使価額と同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。

(3) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではありません。

(4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできません。

(6) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができます。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下を総称して以下、「組織再編行為」という)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を第1回新株予約権発行要項に定める条件に基づきそれぞれ交付することとしております。ただし、第1回新株予約権発行要項に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

10. 当社は、当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年8月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年8月29日付で平田実氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託(第1回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は本信託(第1回新株予約権)に基づき、平田実氏に対して、2019年8月30日に第1回新株予約権(2019年8月29日臨時株主総会決議)を発行しております。

本信託(第1回新株予約権)は、当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者に対して、その功績に応じて、平田実氏が、受益者適格要件を満たす者に対して、第1回新株予約権3,150個を分配するというものであり、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者に対しても関与時期によって過度に差が生じることなく、同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。

第1回新株予約権の分配を受けた者は、当該第1回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託(第1回新株予約権)は3つの契約(A01からA03)までにより構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	松岡 清一
受託者	平田 実
信託契約日	2019年8月29日
信託の種類と新株予約権の数（個）	(A01) 1,050 (A02) 1,050 (A03) 1,050
交付日	(A01) 当社の株式が金融商品取引所のいずれかの市場に上場した日から6か月が経過した日 (A02) 当社の株式が金融商品取引所のいずれかの市場に上場した日から2年6か月が経過した日 (A03) 当社の株式が金融商品取引所のいずれかの市場に上場した日から4年6か月が経過した日
信託の目的（個）	(A01) に第1回新株予約権1,050個（1個当たり300株相当） (A02) に第1回新株予約権1,050個（1個当たり300株相当） (A03) に第1回新株予約権1,050個（1個当たり300株相当）
受益者適格要件	当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者のうち、一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託(第1回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。

	第2回新株予約権
決議年月日	2019年8月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 110（注）8
新株予約権の数（個） ※	1,348 [1,304]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 1,348 [391,200]（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	24,000 [80]（注）2、4
新株予約権の行使期間 ※	2021年8月30日～2029年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 24,000 [80] 資本組入額 12,000 [40]（注）3、4
新株予約権の行使の条件 ※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）7

※ 最近事業年度の末日(2021年8月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末(2022年8月31日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は300株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの払込金額（行使価額）であります。

当該払込金額（行使価額）は、最近事業年度の末日現在は24,000円、提出日の前月末現在は80円であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使による1株当たりの発行価格及び資本組入額であります。
資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとしております。
4. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではありません。
 - (2) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできません。
 - (4) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができます。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
7. 組織再編時の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を第2回新株予約権発行要項に定める条件に基づきそれぞれ交付することとしております。ただし、第2回新株予約権発行要項に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。
8. 付与対象者の退職による権利喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社従業員66名となっております。

② 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年7月27日 (注) 1	普通株式 41,986	42,000	—	35,000	—	—
2019年10月9日 (注) 2	普通株式 1,323	43,323	15,876	50,876	15,876	15,876
2020年2月14日 (注) 3、4	A種優先株式 2,221	普通株式 43,323 A種優先株式 2,221	599,670	650,546	599,670	615,546
2022年4月12日 (注) 5	普通株式 2,221	普通株式 45,544 A種優先株式 2,221	—	650,546	—	615,546
2022年4月15日 (注) 6	普通株式 2,221 A種優先株式 △2,221	普通株式 47,765	—	650,546	—	615,546
2022年5月16日 (注) 7	普通株式 △2,221	普通株式 45,544	—	650,546	—	615,546
2022年6月2日 (注) 8	普通株式 13,617,656	普通株式 13,663,200	—	650,546	—	615,546

(注) 1. 株式分割 (1 : 3,000) によるものであります。

2. 有償第三者割当

発行価額 : 24,000円、資本組入額 : 12,000円

割当先 : FIXER従業員持株会

3. 有償第三者割当

発行価額 : 540,000円、資本組入額 : 270,000円

割当先 : 株式会社SMBC信託銀行 (特定運用金外信託 未来創生2号ファンド)

4. 有償第三者割当

発行価額 : 540,000円、資本組入額 : 270,000円

割当先 : 株式会社北國銀行

5. A種優先株式の取得

株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。

6. A種優先株式の廃止

2022年4月15日付で、A種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、当社が取得したA種優先株式のすべてが消滅し、同数の普通株式になりました。

7. 2022年4月15日の定款変更によりA種優先株式から普通株式に変更となった株式のすべてについて、2022年5月16日付で消却しております。

8. 株式分割 (1 : 300) によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2022年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	2	—	2	—	—	4	8	—
所有株式数(単元)	—	6,663	—	8,298	—	—	121,671	136,632	—
所有株式数の割合(%)	—	4.9	—	6.1	—	—	89.0	100.0	—

- (注) 1. 2022年4月15日開催の臨時株主総会において、2022年6月2日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,663,200	136,632	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	13,663,200	—	—
総株主の議決権	—	136,632	—

- (注) 1. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有していましたが、2022年5月16日付ですべて消却しております。
2. 2022年4月15日開催の臨時株主総会において、2022年6月2日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当するA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 2,221	—

(注) 1. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有しておりましたが、2022年5月16日付ですべて消却しております。

2. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は当該株式分割前の数値を記載しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	普通株式 2,221	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 1. 2022年4月15日付のA種優先株式に関する定款の定めを廃止により、A種優先株式から普通株式に変更となった株式のすべてについて、2022年5月16日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。

2. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は当該株式分割前の数値を記載しております。

3 【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を重要な課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。

しかしながら、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と組織体制強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来無配としてまいりました。現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。

なお、内部留保資金は、優秀な人材の採用等の必要運転資金やサービス基盤拡充、新規サービス開発のための資金として有効に活用していく方針であります。

また、剰余金の配当を行う場合は、年1回を基本方針としており、期末配当の基準日(8月31日)及び中間配当の基準日(2月末日)の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「Technology to FIX your challenges. あなたのチャレンジをテクノロジーで成就する」を企業理念として掲げており、コーポレート・ガバナンスを企業価値向上のための重要な基本機能と位置づけ、「株主」、「顧客企業」、「取引先」、「当社サービスの利用者」、「従業員」や「地域社会」等、すべてのステークホルダーから信頼される企業であるために、企業価値・株主価値の最大化を図ることが使命であると認識しております。

そのため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題として認識し、内部統制システムの整備に注力するとともに、法令を遵守し健全で効率的な企業経営を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に向けた強化を推進してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 会社の機関の内容

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人を会社の機関として設置しております。

a 取締役会

取締役会は、取締役5名で構成されており、そのうち2名が社外取締役となっております。原則として月に1回の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行うことが可能な体制としております。当社の取締役会は、法令・定款に定められた事項に加え、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況の報告を行う場としても重要であると位置づけており、取締役相互の職務執行状況を監督しております。また、全ての監査役が出席することで取締役の業務執行の状況を監査できる体制としております。

b 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。原則として月に1回の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、独任機関である監査役が実効性のある監査を機動的に行うことができる体制としております。監査役会では、監査に関する重要事項の報告、協議及び決議を行い、監査役相互の情報共有を図っております。これらの監査業務の実施により、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。

また、内部監査室との日常的なコミュニケーションに加え、会計監査人も含めた三様監査を重視し、定期的に三者間会合を行うことで連携し、監査機能全体の維持向上を図っております。

c 会計監査人

当社は、外部監査としては、会計監査人として太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、通常の監査及び内部統制に関わる事項を含めて、適宜指導を受けております。

d 内部監査室

当社では内部監査室を設置し、代表取締役社長により直接任命された内部監査担当者（1名）を選任しております。内部監査室は、各事業年度において内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得たうえで内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に対し報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘するとともに、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

e 経営会議

経営会議は、取締役、執行役員等により構成されております。原則として月に2回の経営会議を開催し、重要な経営事項について審議・報告を行い、機動的な意思決定と情報共有に努めております。常勤社外監査役本田泰章は経営会議における意思決定プロセスの健全性及び適正性を監査する目的で同会議に参加しております。

f 報酬委員会

社外取締役2名、取締役1名の計3名で構成し、常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。年間スケジュールに沿って開催し、取締役会の諮問機関として取締役報酬制度並びに個人別報酬についての方針を決定し、取締役会に報告しています。

g リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役会で選任された者を委員として構成されており、社外監査役及び内部監査室長は、リスク・コンプライアンス委員会の健全性や適正性を監査する目的で同会議に参加しております。原則最低四半期に一度リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社に物理的、経済的又は信用上の不利益や損失を生じさせる可能性のある重要性の高いリスクを洗い出したうえで具体的な対応策を検討し、企業活動における法令順守に係る取り組みの推進を行うほか、コンプライアンス違反又はそのおそれがある事実が生じた場合において速やかに再発防止策を講じることとしております。

h 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ管理者である管理部門責任者の下、情報セキュリティ推進者と各領域から選任された者及び常勤監査役で構成されております。原則として月に1回の情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティポリシーの遵守状況及び情報資産の取扱いについて、定期的に点検協議しております。

当社の取締役会、監査役会及び経営会議等は、以下のメンバーで構成されております。

(◎は議長を表す)

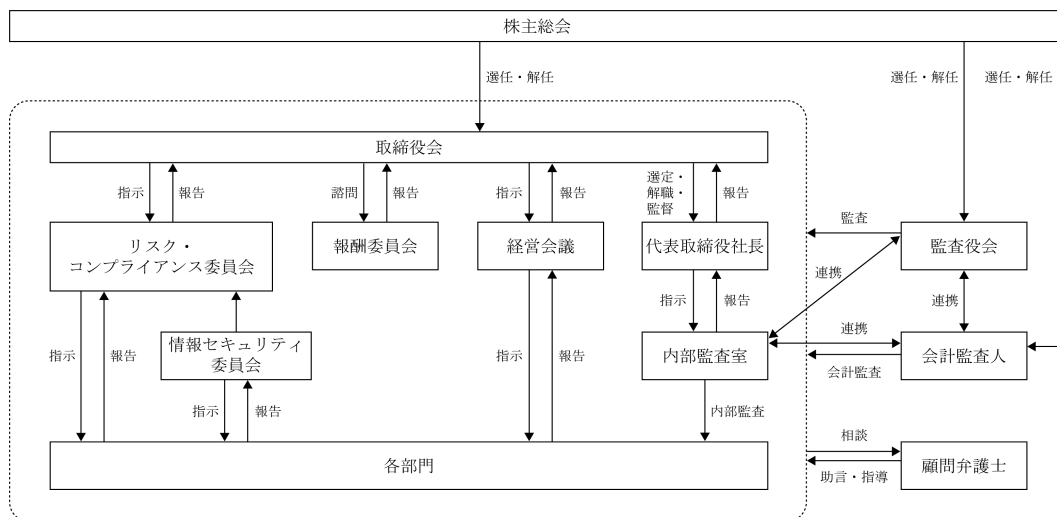
役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	報酬委員会	リスク・コンプライアンス委員会	情報セキュリティ委員会(注3)
代表取締役社長	松岡 清一	◎		○		◎	
取締役	野村 隆志	○		○		○	
取締役	磐前 豪	○		◎	○	○	○
取締役(社外)	名古屋 聡介	○			◎	○	
取締役(社外)	竹鶴 孝太郎	○			○	○	
常勤監査役(社外)	本田 泰章	(注) 1	◎	(注) 2	(注) 2	(注) 2	○
監査役(社外)	梅本 麻衣 (戸籍上の氏名: 宮原 麻衣)	(注) 1	○			(注) 2	
監査役(社外)	山本 敬二郎	(注) 1	○			(注) 2	
執行役員	小林 勲	(注) 2		○		○	
執行役員	岡安 英俊	(注) 2		○		○	
執行役員	中尾 公一	(注) 2		○		○	
内部監査室長	吉村 恵利	(注) 2		(注) 2		(注) 2	○

(注) 1. 取締役会の出席義務により出席しております。

2. オブザーバーとして出席しております。

3. 各領域から選任された情報セキュリティ推進者が出席しております。

ロ 当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概要図



ハ 当該体制の採用理由

当社は事業内容及び会社規模に鑑み、「ロ 当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概要図」に記載のとおり、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。取締役会では経営に関する社外取締役からの意見も取り入れながら、活発な議論が行われており、取締役相互に監視機能の発揮がなされております。監査役会を構成する各監査役3名は、全て社外監査役であり、監査体制の強化を行っております。また、それぞれの専門性を活かしながら取締役の職務執行に対し厳正な監査を行っており、内部監査担当者及び会計監査人とも情報の共有と連携を行うよう努めております。これらの各機関が相互に連携・牽制を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保することが可能になると判断し、現在の体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2020年11月16日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、その基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。基本方針については、経営環境の変化に応じて適宜見直すこととしており、基本方針の概要は以下のとおりであります。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための規範として、コンプライアンス体制に係る規程を制定する。
- (2) コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役及び使用人に教育を行う。
- (3) 内部監査室はコンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、役員会議等に報告する。
- (4) 法令遵守に関し疑義がある行為について、取締役及び使用人が直接通報を行う手段を確保する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程にしたがい保存、管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役が必要に応じて当該情報を知り得る体制を確保する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社のリスクを網羅、総括的管理を行う。
- (2) 新たに発生したリスクについては、担当部署にて規程を制定し、取締役会にはかるものとする。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
- (2) 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
- (3) 取締役会を定期的で開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は補助使用人を設置することができるものとする。
- (2) 補助使用人の任命、異動、評価等の人事に関する事項は監査役と協議の上定めるものとする。
- (3) 内部監査室並びに管理部は、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助する。

f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - ①会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - ②会社の業績に大きく影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ③その他当社規程への違反で重大なもの
- (2) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを保障する。
- (3) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

g その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (2) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的会合を通じて情報及び意見交換を行う。

h 監査役が職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

i 財務報告の信頼性確保のための体制

- (1) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- (2) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

j 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持たない。
- (2) 不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士、警察等の外部専門家と連携をとり、毅然とした姿勢で対処する。

ロ 取締役及び監査役の員数

当社の取締役は8名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

ハ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ニ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

ホ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

ヘ 責任限定契約

当社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役であるものを除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ト 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	松岡 清一	1969年10月12日	1994年4月 2009年11月 2013年10月	野村システムズ関西株式会社(現NRIネットコム株式会社)入社 当社 代表取締役社長(現) 一般社団法人Azure Council Experts代表理事(現)	(注) 3	9,970,200
取締役	野村 隆志	1958年12月27日	1981年4月 1991年4月 2004年4月 2008年4月 2015年4月 2019年4月 2019年6月 2019年8月 2022年8月	野村コンピュータシステム株式会社(現株式会社野村総合研究所)入社 野村システムズ関西株式会社(現NRIネットコム株式会社) 出向 同社 取締役 同社 常務取締役 同社 代表取締役社長 同社 顧問 同社 退任 当社 取締役会長 当社 取締役(現)	(注) 3	—
取締役	磐前 豪	1975年12月9日	1999年4月 2004年12月 2008年6月 2018年5月 2020年2月 2020年9月	アンダーセンコンサルティング (現アクセンチュア株式会社) 入社 株式会社ビービット 入社 同社 執行役員 当社入社 HRM Division ジェネラルマネージャー 当社 HR Division ジェネラルマネージャー 当社 取締役(現)	(注) 3	24,600
取締役	名古屋 聡介	1982年2月28日	2005年10月 2005年10月 2014年8月 2018年8月 2021年11月	弁護士登録 森・濱田松本法律事務所 入所 名古屋総合法律事務所(現 名古屋・山本法律事務所) 開設(現) 当社 監査役 当社 取締役(現)	(注) 3	—
取締役	竹鶴 孝太郎	1953年1月7日	1976年4月 1987年7月 1992年4月 1996年12月 1998年9月 1998年12月 2002年4月 2014年12月 2017年4月 2018年4月 2019年4月 2020年10月 2021年7月	ニッカウキスキー株式会社入社 同社 ニューヨーク事務所所長 アサヒビール株式会社 出向 株式会社パソナ 出向 神戸ハーバーサーカス副社長 ニッカウキスキー株式会社退職 ブランドアイデンティティネットワーク株式会社設立 株式会社アマナ入社 グループ事業開発室長 合同会社竹鶴商品研究所設立 株式会社アマナ 顧問(現) NPO法人 日本スコットランド交流協会 顧問(現) ニッカウキスキー株式会社 顧問(現) 当社 取締役(現) 株式会社ENJIN 顧問(現)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	本田 泰章	1962年7月18日	1985年4月 2003年4月 2004年4月 2007年4月 2009年4月 2013年4月 2016年4月 2018年4月 2019年3月 2020年3月	野村證券株式会社 入社 同社 吉祥寺支店長 同社 営業企画部長 同社 京都支店長 同社 執行役員 朝日火災海上保険株式会社 (現 楽天損害 保険株式会社) 常務取締役 同社 専務取締役 同社 常務執行役員 同社 常務執行役員退任 当社 監査役 (現)	(注) 4	—
監査役	梅本 麻衣 (戸籍上の氏名： 宮原 麻衣)	1982年9月8日	2008年12月 2009年1月 2021年3月	弁護士登録 森・濱田松本法律事務所 入所 (現) 当社 監査役 (現)	(注) 4	—
監査役	山本 敬二郎	1980年4月9日	2007年12月 2009年11月 2018年1月 2019年3月 2021年3月	監査法人&&Aパートナーズ 入所 公認会計士登録 山本会計事務所 入所 副所長 (現) リンクタイズ株式会社 監査役 (現) 当社 監査役 (現)	(注) 4	—
計						9,994,800

- (注) 1. 取締役名古屋聡介及び竹鶴孝太郎は、社外取締役であります。
2. 監査役本田泰章、梅本麻衣 (戸籍上の氏名：宮原麻衣)、山本敬二郎は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2022年4月15日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は2022年4月15日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。本書提出日現在の執行役員の構成は以下のとおりであります。

役職名	氏名	担当役職
執行役員	小林 勲	エンタープライズ部門長
執行役員	岡安 英俊	戦略部門長
執行役員	中尾 公一	DX Acceleration部門長

6. 当社は、2022年9月1日開催の臨時取締役会の執行役員選任議案として、矢ヶ部賢善を執行役員に選任する決議を行いました。執行役員候補者矢ヶ部賢善の役職名、氏名、担当役職は以下のとおりです。なお、矢ヶ部賢善の就任は2022年10月1日を予定しております。

役職名	氏名	担当役職
執行役員	矢ヶ部 賢善	営業管掌

② 社外役員の状況

当社では、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役である名古屋聡介は、弁護士として法務全般に精通しており、当社取締役会の機能強化及び適切な監督や助言を得ることを期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、当社新株予約権15,000株を所有しておりますが、資本的関係は軽微であり、この他に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である竹鶴孝太郎は、経営者としての豊富な知識と経験があり、社外取締役として経営全般に対する助言・監督を期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役3名について、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である本田泰章は、豊富な役員経験等を有し、企業経営への知見が豊富であることからその知見を当社経営に活かし、客観的な立場から当社経営の監査を行うことを目的として社外監査役として選任しております。

社外監査役である梅本麻衣（戸籍上の氏名：宮原麻衣）は弁護士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

社外監査役である山本敬二郎は、公認会計士として会計に関する専門的知見を有するとともに、監査業務の豊富な経験を有するものであります。

いずれも社外監査役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。

当社では優秀な人材を社外役員として確保するため、優秀な社外役員が萎縮せずに能力を発揮できる環境を整備する目的で、社外役員の責任限定制度を採用しております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては会社法及び株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の独立性に関する判断基準等を参考とし、高い専門性や豊富な経営経験を有していること等の検討を行っております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携や内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役に対しては、管理部門担当役員が窓口となって、適宜必要な報告及び連絡を行うことで、取締役の職務執行を監督及び監査するために必要な情報が把握できる体制としております。

社外取締役は、会計監査人からの各種報告書等についての報告を内部監査室長から受けております。また、社外監査役は、常勤社外監査役が会計監査人、内部監査担当者と適宜ディスカッションすることで情報共有や意見交換し、両者で連携を図っております。この結果は非常勤社外監査役に監査役会等において報告が行われております。

なお、社外監査役、内部監査人及び会計監査人の三者は、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社としており、監査役は3名の社外監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）を選任しております。常勤社外監査役である本田泰章は、豊富な役員経験に基づいた経営の監督及びチェック機能を有しております。社外監査役である名古屋聡介、梅本麻衣（戸籍上の氏名：宮原麻衣）の2名は、ともに弁護士の資格を有し、企業経営及び企業法務に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役である山本敬二郎は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は毎事業年度立案する監査計画に基づき、会社業務及び財産の状況の監査を行っております。監査役は取締役会を含む社内的重要会議への出席のほか、取締役及び従業員からの事業の運営状況の聴取等を通じて、取締役の経営判断や職務遂行の状況を監査しております。また、毎月1回開催する定例監査役会において、監査状況について監査役相互の情報共有を行うとともに、内部監査担当者や会計監査人とのミーティングを行うことで監査の実効性の向上を図っております。

なお、当社は2021年3月に監査役会設置会社に移行しており、それまでは毎月1回監査役協議会を開催してまいりました。

当事業年度において当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役（社外）	本田 泰章	14回	14回
監査役（社外）	名古屋 聡介	4回	4回
監査役（社外）	梅本 麻衣 (戸籍上の氏名： 宮原 麻衣)	14回	14回
監査役（社外）	山本 敬二郎	14回	14回

(注) 社外監査役名古屋聡介は2021年11月25日付で任期満了につき退任し、同日付で社外取締役を選任されております。

監査役会における主な検討事項として、監査の方針、各監査役の職務の分担等を定め、常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を行うほか、取締役、従業員、内部監査室からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めます。会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、職務の執行状況の報告を受け、説明を求めます。

また、常勤の監査役の活動として、監査役監査基準に準拠した監査計画に則り、職務執行の状況の確認のために各拠点に赴き、従業員から報告を受け、決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況等について調査しております。

② 内部監査の状況

当社では、内部監査室を設置し、代表取締役社長により直接任命された内部監査担当者（1名）を選任しております。当社は、内部監査担当者に対し、企業の管理業務に関する知見と経験を有し、かつ当社の事業内容について精通した人物がふさわしいと考えております。当社内部監査担当者は、内部監査担当者に任命される以前まで管理部門に所属し、主に経理財務業務に携わっていた従業員であり、当社業務に詳しく、また計数管理にも知見があることから、上記の条件を充たしていると判断しております。

当社では、内部統制の有効性及び実務の執行状況については、内部監査担当者（1名）による監査を定期的実施しております。内部監査担当者は、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得たうえで内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に対し報告を行っております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘するとともに、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。さらに、定期的に会計監査人と監査役との情報及び意見交換を行い、相互の連携を図りながら監査の実効性の強化を図っております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b 継続監査期間

2020年8月期以降2年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 本間 洋一

指定有限責任社員・業務執行社員 島津 慎一郎

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 14名

e 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に際しては、監査法人の品質管理体制、独立性、当社のビジネスに対する知識・理解に問題がないこと、監査計画並びに監査報酬の妥当性等を総合的に勘案して判断することとしております。

太陽有限責任監査法人の選定理由については、独立性、専門性、効率性などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正に行われる体制を備えていると判断したためであります。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人の業務執行・品質管理体制、業務執行内容の妥当性、監査結果の相当性及び監査報酬の水準等を勘案するとともに、会計監査人との面談、意見交換等を通じて総合的に判断しており、太陽有限責任監査法人による会計監査は適正に行われていると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
12,000	—	21,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査法人より提示される監査計画の内容をもとに、監査工数等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得たうえで決定することとしております。

- e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査法人より提示される監査計画の内容をもとに、職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等の適切性について必要な検証を行い、適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a 報酬水準についての考え方

当社は、人材獲得・維持のための競争力の確保並びに企業の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの観点から、役員の報酬についても、競争力のある水準を目指しております。

b 報酬構成についての考え方、算定方法の決定に係る事項

取締役の報酬限度額は、2018年8月17日開催の臨時株主総会決議により、年間500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。決議日時点での取締役の員数は3名）と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、2021年3月4日開催の臨時株主総会決議により、年間30百万円以内（決議日時点では監査役の員数は3名）と決議されており、各監査役の報酬については、監査役会の協議で決定しております。

本書提出日現在における取締役の報酬の決定方針として、報酬は金銭報酬とし、報酬限度額の範囲内で、経営環境や他社の水準、個々の職責等を考慮の上、(a)基礎報酬、(b)現状貢献報酬、(c)経年貢献報酬、(d)責任・職責貢献報酬に区分しております。以下に(a)～(d)の概要を記載しております。

- (a) 基礎報酬：社外取締役を含む全取締役で同額の報酬。
- (b) 現状貢献報酬：各取締役の業務での貢献割合をもとに算定。
- (c) 経年貢献報酬：当社役員として在籍した年数及び影響度に基づき算定。
- (d) 責任・職責貢献報酬：各取締役の責任・職責に応じて算定。

※なお、社外取締役は(a)基礎報酬のみの報酬構成としております。

上記決定方針の下、翌事業年度（2022年8月期）における代表取締役社長松岡清一の報酬額は99百万円と決定されております。

また、各取締役の報酬に関して、公正性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年9月の取締役会決議において、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、社外取締役2名、取締役1名の計3名で構成しており、社外監査役1名がオブザーバーとして出席しております。

加えて、翌々事業年度（2023年8月期）からはより客観性の高い報酬制度とするため、外部専門会社の支援のもと、報酬委員会において報酬制度の見直しを2022年7月に実施しております。以下に見直し後の報酬設定の概要を記載しております。

(見直し後の報酬設定の概要)

報酬基準額は、外部専門会社が保有する上場企業を中心とした統計データを参考値に、役位及び執行領域範囲に応じ設定しております。報酬構成比率は、固定報酬80%、短期インセンティブ20%で設定され、短期インセンティブの業績指標には当期純利益を用いることとしております。短期インセンティブには上限を設け、固定報酬と短期インセンティブを合計した報酬基準額の最大20%としております。

※なお、社外取締役は固定報酬のみの報酬構成としております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	136,792	136,792	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	25,700	25,700	—	—	—	6

③ 役員ごとの報酬等の総額等
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式の政策保有は、当社のサービス取引等の維持・拡大が期待され、有益かつ重要と判断できる場合に限り行っております。

また、毎年、取締役会において、政策保有株式について、保有する便益やリスクが資本コストに見合っているか、政策保有株主との間の取引の経済合理性があるか等を検証し、保有の適否に関する評価を実施しております。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	6,300
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2019年9月1日から2020年8月31日まで)及び当事業年度(2020年9月1日から2021年8月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2022年3月1日から2022年5月31日まで)及び第3四半期累計期間(2021年9月1日から2022年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、必要に応じ監査法人や顧問税理士との協議を実施し、積極的な専門知識の蓄積並びに情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 1,710,232	※2 1,466,906
売掛金	467,877	723,412
仕掛品	1,650	—
前渡金	1,402	—
前払費用	32,826	68,552
その他	10,115	17,326
流動資産合計	2,224,106	2,276,197
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	49,220	44,350
車両運搬具（純額）	—	6,190
工具、器具及び備品（純額）	28,698	30,909
その他（純額）	2,656	3,949
有形固定資産合計	※1 80,575	※1 85,399
無形固定資産		
ソフトウェア	3,432	2,288
その他	0	—
無形固定資産合計	3,432	2,288
投資その他の資産		
投資有価証券	6,300	6,300
出資金	40	40
長期前払費用	7,532	5,719
繰延税金資産	52,197	59,486
敷金	190,295	187,383
その他	8,060	9,097
投資その他の資産合計	264,425	268,026
固定資産合計	348,432	355,713
資産合計	2,572,539	2,631,911

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	202,478	348,162
1年内返済予定の長期借入金	204,239	155,851
未払金	20,493	24,671
未払費用	74,742	81,687
未払法人税等	110,695	85,823
前受金	2,590	2,948
預り金	18,525	12,977
賞与引当金	77,150	59,922
その他	66,702	24,584
流動負債合計	777,618	796,629
固定負債		
長期借入金	274,527	118,676
固定負債合計	274,527	118,676
負債合計	1,052,145	915,305
純資産の部		
株主資本		
資本金	650,546	650,546
資本剰余金		
資本準備金	615,546	615,546
資本剰余金合計	615,546	615,546
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	252,726	448,939
利益剰余金合計	252,726	448,939
株主資本合計	1,518,818	1,715,031
新株予約権	1,575	1,575
純資産合計	1,520,393	1,716,606
負債純資産合計	2,572,539	2,631,911

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2022年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,980,938
売掛金及び契約資産	1,639,931
その他	119,585
流動資産合計	4,740,456
固定資産	
有形固定資産	96,883
無形固定資産	1,430
投資その他の資産	343,175
固定資産合計	441,489
資産合計	5,181,946
負債の部	
流動負債	
買掛金	723,222
短期借入金	500,000
1年内返済予定の長期借入金	97,364
未払法人税等	601,436
賞与引当金	81,150
その他	412,987
流動負債合計	2,416,161
固定負債	
長期借入金	50,208
固定負債合計	50,208
負債合計	2,466,369
純資産の部	
株主資本	
資本金	650,546
資本剰余金	615,546
利益剰余金	1,447,909
株主資本合計	2,714,001
新株予約権	1,575
純資産合計	2,715,576
負債純資産合計	5,181,946

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)	当事業年度 (自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月 31日)
売上高	2,960,695	3,606,449
売上原価	1,681,460	2,299,107
売上総利益	1,279,234	1,307,341
販売費及び一般管理費		
役員報酬	142,640	162,492
給料及び賞与	302,074	256,924
賞与引当金繰入額	25,500	22,378
地代家賃	138,323	136,773
減価償却費	36,500	11,932
支払報酬料	47,957	114,047
その他	248,256	285,306
販売費及び一般管理費合計	941,251	989,855
営業利益	337,982	317,485
営業外収益		
受取利息	28	18
受取配当金	0	0
雑収入	714	1,824
営業外収益合計	742	1,844
営業外費用		
支払利息	10,489	4,008
その他	5	433
営業外費用合計	10,494	4,441
経常利益	328,230	314,888
特別損失		
事務所閉鎖損失	*1 25,608	—
固定資産除却損	*2 69,034	*2 0
特別損失合計	94,643	0
税引前当期純利益	233,587	314,888
法人税、住民税及び事業税	110,594	125,964
法人税等調整額	△19,785	△7,289
法人税等合計	90,808	118,675
当期純利益	142,778	196,212

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)		当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		530,809	31.5	590,516	25.7
II 経費	※	1,152,302	68.5	1,706,940	74.3
当期総製造費用		1,683,111	100.0	2,297,456	100.0
仕掛品期首たな卸高		—		1,650	
合計		1,683,111		2,299,107	
仕掛品期末たな卸高		1,650		—	
当期売上原価		1,681,460		2,299,107	

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
支払手数料	827,290	1,263,627
外注費	186,931	259,769

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年5月31日)
売上高	6,771,527
売上原価	4,179,585
売上総利益	2,591,941
販売費及び一般管理費	976,986
営業利益	1,614,955
営業外収益	
受取利息	11
営業外収益合計	11
営業外費用	
支払利息	2,282
営業外費用合計	2,282
経常利益	1,612,683
税引前四半期純利益	1,612,683
法人税等	613,712
四半期純利益	998,970

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	35,000	—	—	109,948	109,948	144,948	1,575	146,523
当期変動額								
新株の発行	615,546	615,546	615,546			1,231,092		1,231,092
当期純利益				142,778	142,778	142,778		142,778
当期変動額合計	615,546	615,546	615,546	142,778	142,778	1,373,870	—	1,373,870
当期末残高	650,546	615,546	615,546	252,726	252,726	1,518,818	1,575	1,520,393

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	650,546	615,546	615,546	252,726	252,726	1,518,818	1,575	1,520,393
当期変動額								
当期純利益				196,212	196,212	196,212		196,212
当期変動額合計	—	—	—	196,212	196,212	196,212	—	196,212
当期末残高	650,546	615,546	615,546	448,939	448,939	1,715,031	1,575	1,716,606

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)	当事業年度 (自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	233,587	314,888
減価償却費	43,442	26,553
有形固定資産除却損	69,034	0
事務所閉鎖損失	25,608	—
受取利息及び受取配当金	△28	△19
支払利息	10,489	4,008
売上債権の増減額 (△は増加)	△167,448	△255,535
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,650	1,650
仕入債務の増減額 (△は減少)	89,981	145,683
未払金の増減額 (△は減少)	△56,095	5,130
未払費用の増減額 (△は減少)	△7,172	8,924
賞与引当金の増減額 (△は減少)	7,150	△17,227
その他の資産の増減額 (△は増加)	17,676	△35,295
その他の負債の増減額 (△は減少)	24,600	△58,295
小計	289,175	140,466
利息及び配当金の受取額	24	16
利息の支払額	△10,489	△4,008
法人税等の支払額	△68,053	△139,647
営業活動によるキャッシュ・フロー	210,656	△3,173
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△16,808	△29,910
投資有価証券の取得による支出	△6,300	—
定期預金の払戻による収入	—	213,360
保険積立金の積立による支出	△1,007	△1,007
敷金の差入による支出	△21,565	△6,199
敷金の回収による収入	6,462	1,202
投資活動によるキャッシュ・フロー	△39,219	177,445
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△444,208	△204,239
株式の発行による収入	1,231,092	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	786,884	△204,239
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	958,320	△29,966
現金及び現金同等物の期首残高	535,551	1,493,872
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,493,872	※ 1,463,906

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～18年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

1 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 59,486千円

2 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、過去の業績や将来の事業計画に基づく課税所得の金額に基づき算出しております。繰延税金資産の金額は、今後の事業年度における課税所得が見積りと異なった場合に、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化することで増減する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイドダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものであります。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものであります。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末より適用予定であります。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	39,057千円	58,756千円

※2 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
定期預金	213,360千円	－千円

(損益計算書関係)

※1 事務所閉鎖損失の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
建物	16,560千円	－千円
工具、器具及び備品	2,150 "	－ "
原状回復費用等	6,897 "	－ "
計	25,608千円	－千円

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
工具、器具及び備品	－千円	0千円
ソフトウェア	36,425 "	－ "
ソフトウェア仮勘定	32,609 "	－ "
その他	－ "	0 "
計	69,034千円	0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	42,000	1,323	—	43,323
A種優先株式(株)	—	2,221	—	2,221

(変動事由の概要)

普通株式の増加1,323株は、従業員持株会への第三者割当による新株の発行による増加であります。

A種優先株式の増加2,221株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	—	—	—	—	—	1,575
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	1,575

(注) 第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	43,323	—	—	43,323
A種優先株式(株)	2,221	—	—	2,221

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	—	—	—	—	—	1,575
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	1,575

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
現金及び預金	1,710,232千円	1,466,906千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△216,360 "	△3,000 "
現金及び現金同等物	1,493,872千円	1,463,906千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金(主に金融機関借入)を調達しております。また、一時的な余資は銀行預金に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する会社の株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、このうち一部は変動金利のため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの入金期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行会社の財務状況等を把握しております。

敷金及び保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

② 市場リスクの管理

長期借入金については、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,710,232	1,710,232	—
(2) 売掛金	467,877	467,877	—
資産計	2,178,109	2,178,109	—
(1) 買掛金	202,478	202,478	—
(2) 未払金	20,493	20,493	—
(3) 未払費用	74,742	74,742	—
(4) 未払法人税等	110,695	110,695	—
(5) 預り金	18,525	18,525	—
(6) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	478,766	478,731	△34
負債計	905,702	905,667	△34

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

固定金利による借入金の時価については、元利息の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による借入金については、短期間で市場金利を反映し時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	
非上場株式	6,300
出資金	40
敷金	190,295

非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

また、敷金については、償還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,710,232	—	—	—
売掛金	467,877	—	—	—
合計	2,178,109	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	204,239	155,851	80,393	20,783	7,500	10,000
合計	204,239	155,851	80,393	20,783	7,500	10,000

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金(主に金融機関借入)を調達しております。また、一時的な余資は銀行預金に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する会社の株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、このうち一部は変動金利のため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの入金期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行会社の財務状況等を把握しております。

敷金及び保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

② 市場リスクの管理

長期借入金については、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,466,906	1,466,906	—
(2) 売掛金	723,412	723,412	—
資産計	2,190,318	2,190,318	—
(1) 買掛金	348,162	348,162	—
(2) 未払金	24,671	24,671	—
(3) 未払費用	81,687	81,687	—
(4) 未払法人税等	85,823	85,823	—
(5) 預り金	12,977	12,977	—
(6) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	274,527	274,615	88
負債計	827,849	827,937	88

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

固定金利による借入金の時価については、元利息の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による借入金については、短期間で市場金利を反映し時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	
非上場株式	6,300
出資金	40
敷金	187,383

非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

また、敷金については、償還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,466,906	—	—	—
売掛金	723,412	—	—	—
合計	2,190,318	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	155,851	80,393	20,783	7,500	7,500	2,500
合計	155,851	80,393	20,783	7,500	7,500	2,500

(有価証券関係)

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

その他有価証券

非上場株式(貸借対照表計上額6,300千円)及び出資金(貸借対照表計上額40千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

その他有価証券

非上場株式(貸借対照表計上額6,300千円)及び出資金(貸借対照表計上額40千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年8月29日	2019年8月29日
付与対象者の区分及び人数	当社新株予約権の受託者 1名 (注) 2	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 110名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 945,000株	普通株式 557,400株
付与日	2019年8月30日	2019年12月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年8月30日 至 2029年8月29日	自 2021年8月30日 至 2029年8月29日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2022年6月2日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権は、平田実氏を受託者とする信託に割当てられ、当社による受益者の指定時に、指定された当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員、並びにこれらの会社と業務委託契約を締結している顧問及び社外協力者に交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年8月29日	2019年8月29日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	557,400
失効	—	101,400
権利確定	—	—
未確定残	—	456,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	945,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	945,000	—

(注) 2022年6月2日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年8月29日	2019年8月29日
権利行使価格(円)	80	80
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	1.67	—

(注) 2022年6月2日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権の公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法

モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積り方法

	第1回新株予約権
株価変動性 (注) 1	63.69%
満期までの期間 (注) 2	10年間
配当利回り (注) 3	0%
無リスク利率 (注) 4	-0.253%

(注) 1. 当社は未公開会社であるため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。

2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間を採用しております。

3. 直近の配当実績に基づき算定しております。

4. 満期日までの期間に対応した国債の利回りを採用しております。

第2回新株予約権の公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

当社株式は未公開株式会社であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法に基づき算定しております。

なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり、付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 ー千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー千円

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1 ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年8月29日	2019年8月29日
付与対象者の区分及び人数	当社新株予約権の受託者 1 (注) 2	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 110名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 945,000株	普通株式 557,400株
付与日	2019年8月30日	2019年12月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年8月30日 至 2029年8月29日	自 2021年8月30日 至 2029年8月29日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2022年6月2日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております
2. 本新株予約権は、平田実氏を受託者とする信託に割当てられ、当社による受益者の指定時に、指定された当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員、並びにこれらの会社と業務委託契約を締結している顧問及び社外協力者に交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年8月29日	2019年8月29日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	456,000
付与	—	—
失効	—	51,600
権利確定	—	404,400
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	945,000	—
権利確定	—	404,400
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	945,000	404,400

(注) 2022年6月2日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年8月29日	2019年8月29日
権利行使価格(円)	80	80
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	1.67	—

(注) 2022年6月2日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法

第1回新株予約権の公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法

モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積り方法

	第1回新株予約権
株価変動性 (注) 1	63.69%
満期までの期間 (注) 2	10年間
配当利回り (注) 3	0%
無リスク利率 (注) 4	-0.253%

(注) 1. 当社は未公開会社であるため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。

2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間を採用しております。

3. 直近の配当実績に基づき算定しております。

4. 満期日までの期間に対応した国債の利回りを採用しております。

第2回新株予約権の公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

当社株式は未公開株式会社であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法に基づき算定しております。

なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり、付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2020年8月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,421千円
賞与引当金	23,623 "
事務所閉鎖損失	1,884 "
固定資産除却損	11,153 "
資産除去債務	3,378 "
未払家賃	2,023 "
その他	1,713 "
繰延税金資産合計	<u>52,197千円</u>

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.48%
寄付金等永久に損金に算入されない項目	0.26%
留保金課税	5.85%
住民税均等割等	2.82%
評価性引当額の増減	△2.63%
その他	1.48%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>38.88%</u>

当事業年度(2021年8月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	5,458千円
賞与引当金	18,348 "
資産除去債務	4,765 "
繰延資産	28,068 "
その他	2,845 "
繰延税金資産合計	<u>59,486千円</u>

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.41%
寄付金等永久に損金に算入されない項目	0.03%
留保金課税	5.40%
住民税均等割等	1.96%
評価性引当額の増減	0.06%
法人税額の特別控除	△0.49%
その他	△0.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>37.69%</u>

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に関わる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に関わる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社北國銀行	1,603,532	クラウドサービス事業
ヤマトシステム開発株式会社	528,898	クラウドサービス事業
パーソルプロセス&テクノロジー株式会社	301,244	クラウドサービス事業

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
パーソルプロセス&テクノロジー株式会社	868,826	クラウドサービス事業
厚生労働省	801,013	クラウドサービス事業
ヤマトシステム開発株式会社	624,634	クラウドサービス事業
株式会社北國銀行	471,142	クラウドサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	松岡 清一	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接74.2	債務被保証	当社の金融 機関借入に 対する債務 被保証 (注) 1	181,873	-	-
						担保提供	当社代表取 締役社長の 借入に對す る担保の提 供 (注) 2	213,360	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社は金融機関からの借入に対して代表取締役社長松岡清一より債務保証を受けております。

取引金額には、被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。

なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 代表取締役社長松岡清一の金融機関からの借入に対して、定期預金を担保として提供しております。

取引金額には、対応する借入債務の期末残高を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり純資産額	23.38円	37.74円
1株当たり当期純利益	10.69円	14.36円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	142,778	196,212
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	142,778	196,212
普通株式の期中平均株式数(株)	13,352,500	13,663,200
(うちA種優先株式(株))	(388,675)	(666,300)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権3,150個(普通株式945,000株)、第2回新株予約権1,520個(普通株式456,000株)。なお、当該新株予約権の詳細は、第4提出会社の状況(1)株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	第1回新株予約権3,150個(普通株式945,000株)、第2回新株予約権1,348個(普通株式404,400株)。なお、当該新株予約権の詳細は、第4提出会社の状況(1)株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

4. A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同順位であるため、1株当たり当期純利益の算定上、その普通株式相当数を期中平均株式数に含めて計算しております。
5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (2020年8月31日)	当事業年度末 (2021年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,520,393	1,716,606
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,200,915	1,200,915
(うちA種優先株式払込金額(千円))	(1,199,340)	(1,199,340)
(うち新株予約権(千円))	(1,575)	(1,575)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	319,478	515,691
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	13,663,200	13,663,200
(うちA種優先株式(株))	(666,300)	(666,300)

6. A種優先株式は、優先残余財産分配権を有しており、かつ残余財産分配権について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(資金の借入)

当社は、株式会社三井住友銀行との当座貸越契約に基づき、次のとおり借入を実行いたしました。

(1) 資金使途	運転資金
(2) 借入先	株式会社三井住友銀行
(3) 借入金額	500,000千円
(4) 借入金利	基準金利＋スプレッド
(5) 借入実行日	2022年3月30日
(6) 返済期限	2022年6月30日
(7) 担保等の有無	無担保・無保証

(優先株式の取得及び消却)

当社は、株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式2,221株のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式2,221株を交付しております。

また、自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日開催の臨時株主総会決議において同日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有しておりましたが、2022年5月16日開催の取締役会決議において同日付ですべて消却しております。

これにより、発行済株式総数のうちA種優先株式が2,221株減少、普通株式が2,221株増加し、発行済普通株式数は45,544株となっております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 2,221株 (消却時は普通株式として保有)

(2) 交換により交付した普通株式数

2,221株

(3) 交付後の発行済普通株式数

45,544株

(単元株制度の採用)

当社は、2022年4月15日開催の臨時株主総会により定款の一部を変更し、2022年6月2日を効力発生日として1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(株式分割)

当社は、2022年5月16日開催の取締役会決議により、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2022年6月2日付で次の株式分割を行っております。

(1) 分割の方法

2022年6月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき300株の割合で分割しております。

(2) 分割により増加した株式数	
分割前の発行済株式総数	45,544株
分割により増加した株式数	13,617,656株
分割後の発行済株式総数	13,663,200株
分割後の発行可能株式総数	54,000,000株

- (3) 株式分割の効力発生日
2022年6月2日

- (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、受注制作のソフトウェアに係る開発案件に関しては、従来は、長期かつ大型の開発契約については、開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない場合は工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、アプリ開発の教育講座については、従来、講座終了時に収益を認識しておりましたが、契約における履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期累計期間に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度については新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年5月31日)
減価償却費	22,926千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2021年9月1日 至 2022年5月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年5月31日)
準委任契約	6,057,091
請負契約	635,550
その他	78,885
顧客との契約から生じる収益	6,771,527
外部顧客への売上高	6,771,527

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年5月31日)
1株当たり四半期純利益	73円11銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	998,970
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	998,970
普通株式の期中平均株式数(株)	13,663,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社はA種優先株式を発行していましたが、剰余金の配当請求権について普通株式と同順位であるため、1株当たり四半期純利益の算定上、その普通株式相当数を期中平均株式数に含めて計算しております。
3. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(単元株制度の採用)

当社は、2022年4月15日開催の臨時株主総会により定款の一部を変更し、2022年6月2日を効力発生日として1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(株式分割)

当社は、2022年5月16日開催の取締役会決議により、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2022年6月2日付で次の株式分割を行っております。

(1) 分割の方法

2022年6月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき300株の割合で分割しております。

(2) 分割により増加した株式数

分割前の発行済株式総数	45,544株
分割により増加した株式数	13,617,656株
分割後の発行済株式総数	13,663,200株
分割後の発行可能株式総数	54,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2022年6月2日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については当該箇所に記載しております。

⑤ 【附属明細表】(2021年8月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	60,092	—	—	60,092	15,741	4,869	44,350
車両運搬具	—	8,405	—	8,405	2,215	2,215	6,190
工具、器具及び備品	53,213	16,725	1,027	68,911	38,002	14,514	30,909
その他	6,326	5,102	4,683	6,745	2,796	3,809	3,949
有形固定資産計	119,633	30,233	5,710	144,155	58,756	25,409	85,399
無形固定資産							
ソフトウェア	9,220	—	—	9,220	6,932	1,144	2,288
その他	3,487	—	957	2,530	2,530	—	—
無形固定資産計	12,707	—	957	11,750	9,462	1,144	2,288
長期前払費用	12,581	828	510	12,899	7,179	2,228	5,719

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	PC、PC周辺設備の購入による増加	9,635千円
車両運搬具	車両2台の購入による増加	8,405千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	除却による減少	1,027千円
-----------	---------	---------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	204,239	155,851	1.09	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	274,527	118,676	1.06	2022年11月7日～ 2026年12月7日
合計	478,766	274,527	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	80,393	20,783	7,500	7,500

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	77,150	59,922	77,150	—	59,922

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2021年8月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	1,463,906
定期預金	3,000
合計	1,466,906

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
厚生労働省	435,322
ヤマトシステム開発株式会社	51,461
株式会社北國銀行	38,170
株式会社Fun Japan Communications	20,350
株式会社博報堂プロダクツ	17,600
その他	160,508
合計	723,412

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
467,877	3,941,176	3,685,641	723,412	83.6	55.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 敷金

相手先	金額(千円)
清水建設株式会社	154,145
水谷彬子	13,561
学校法人みえ大橋学園	7,498
株式会社ジェック	4,684
三井不動産レジデンシャルリース株式会社	2,400
その他	5,094
合計	187,383

④ 買掛金

相手先	金額(千円)
日本マイクロソフト株式会社	244,526
Twilio Japan合同会社	64,316
レバテック株式会社	5,731
株式会社両備システムズ	5,170
株式会社エスイーシー	4,400
その他	24,018
合計	348,162

⑤ 1年内返済予定長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	65,247
株式会社日本政策金融公庫	60,400
株式会社みずほ銀行	20,004
株式会社商工組合中央金庫	10,200
合計	155,851

⑥ 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	64,731
株式会社みずほ銀行	24,985
株式会社日本政策金融公庫	13,810
株式会社商工組合中央金庫	15,150
合計	118,676

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎年11月
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://fixer.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1 当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年9月15日	FIXER 従業員持株会 理事長 櫻井 正雄	東京都港区芝浦一丁目2番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	磐前 豪 (注) 4	東京都武蔵野市	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	24,600	—	取締役就任に伴う持株会からの退会
2021年7月26日	松岡 清一	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	Wing 2号成長支援投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社ウイング・キャピタル・パートナーズ 代表取締役社長 荒井 大	栃木県宇都宮市鶴田一丁目7番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	166,500	299,700,000 (1,800) (注) 5	移動前所有者の売却意向を受け、当社に資本参加意向のあった移動後所有者に譲渡
2022年4月15日	—	—	—	株式会社北國銀行 取締役頭取 杖村 修司	石川県金沢市広岡2丁目12番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △111,000 普通株式 111,000	—	(注) 6
2022年4月15日	—	—	—	株式会社SMBC信託銀行(特定運用金外信託 未来創生2号ファンド) 代表取締役社長 萩野 浩三	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △555,300 普通株式 555,300	—	(注) 6

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2019年9月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてされており。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされており。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされており。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 磐前豪は、2020年9月15日付で当社取締役に就任しております。
5. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
6. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式を自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有していましたが、2022年5月16日付ですべて消却しております。
7. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	新株予約権
発行年月日	2019年10月9日	2020年2月14日	2019年12月1日
種類	普通株式	A種優先株式	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	396,900株	666,300株	普通株式 557,400株
発行価格	80円 (注) 2	1,800円 (注) 3	80円 (注) 4
資本組入額	40円	900円	40円
発行価額の総額	31,752,000円	1,199,340,000円	44,592,000円
資本組入額の総額	15,876,000円	599,670,000円	22,296,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	2019年8月29日に会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第268条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2021年8月31日であります。
2. 当社の従業員の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 3. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格にて決定しております。
 4. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 5. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有していましたが、2022年5月16日付ですべて消却しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき80円
行使期間	2021年8月30日から 2029年8月29日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の権利行使時において当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(注) 退職等により従業員44名166,200株分の権利が喪失しております。

7. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っており、上記「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
FIXER従業員持株会 理事長 櫻井 正雄	東京都港区芝浦一丁目2 番3号	当社の従業員 持株会	396,900	31,752,000 (80)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)

- (注) 1. FIXER従業員持株会は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
2. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社SMBC信託銀行 (特定運用金外信託 未 来創生2号ファンド) 代表取締役社長 荻野 浩三 資本金 875億50百万円	東京都千代田区丸の内一 丁目3番2号	信託銀行	555,300	999,540,000 (1,800)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)
株式会社北國銀行 取締役頭取 杖村 修司 資本金 266億73百万円	石川県金沢市広岡二丁目 12番6号	銀行	111,000	199,800,000 (1,800)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)

- (注) 1. 株式会社北國銀行は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
2. 株式会社SMBC信託銀行(特定運用金外信託 未来創生2号ファンド)は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
3. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有しておりますが、2022年5月16日付ですべて消却しております。
4. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
野村 隆志	東京都港区	会社役員	24,000	1,920,000 (80)	特別利害関係者等 (当社の取締役、 大株主上位10名)
中尾 公一	東京都世田谷区	会社員	24,000	1,920,000 (80)	当社の従業員
名古屋 聡介	東京都豊島区	会社役員	15,000	1,200,000 (80)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
丸山 儀明	神奈川県三浦郡葉山町	会社員	15,000	1,200,000 (80)	当社の従業員
千賀 大司	東京都品川区	会社員	15,000	1,200,000 (80)	当社の従業員
小林 勲	東京都豊島区	会社員	15,000	1,200,000 (80)	当社の従業員
岡安 英俊	東京都世田谷区	会社員	15,000	1,200,000 (80)	当社の従業員
櫻井 正雄	三重県四日市市	会社員	9,000	720,000 (80)	当社の従業員
堀ノ内 健太	神奈川県横浜市青葉区	会社員	9,000	720,000 (80)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
佐藤 雅也	東京都港区	会社員	8,400	672,000 (80)	当社の従業員
皆川 隆洋	東京都府中市	会社員	7,200	576,000 (80)	当社の従業員
関沢 裕和	神奈川県横浜市青葉区	会社員	6,600	528,000 (80)	当社の従業員
藤田 文人	東京都港区	会社員	6,600	528,000 (80)	当社の従業員
酒井 奈央美	東京都文京区	会社員	6,600	528,000 (80)	当社の従業員
三浦 忠治	東京都港区	会社員	6,600	528,000 (80)	当社の従業員
関根 繁治	東京都港区	会社員	6,000	480,000 (80)	当社の従業員
伊藤 翼	東京都江戸川区	会社員	6,000	480,000 (80)	当社の従業員
関 拓也	愛知県長久手市	会社員	6,000	480,000 (80)	当社の従業員
吉村 恵利	東京都足立区	会社員	5,400	432,000 (80)	当社の従業員
金子 由紀恵	東京都足立区	会社員	5,400	432,000 (80)	当社の従業員
山本 和貴	東京都世田谷区	会社員	5,400	432,000 (80)	当社の従業員
佐々木 恵理子	東京都杉並区	会社員	5,400	432,000 (80)	当社の従業員
佐藤 健一	三重県四日市市	会社員	4,800	384,000 (80)	当社の従業員
加藤 弦	神奈川県鎌倉市	会社員	4,800	384,000 (80)	当社の従業員
浅沼 星	東京都大田区	会社員	4,800	384,000 (80)	当社の従業員
鈴木 祐輔	三重県四日市市	会社員	4,800	384,000 (80)	当社の従業員
中澤 聡実	東京都板橋区	会社員	4,200	336,000 (80)	当社の従業員
藤井 廉	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	4,200	336,000 (80)	当社の従業員
山崎 有里	兵庫県神戸市垂水区	会社員	4,200	336,000 (80)	当社の従業員
小寺 かえで	東京都港区	会社員	4,200	336,000 (80)	当社の従業員
佐藤 匠	東京都港区	会社員	4,200	336,000 (80)	当社の従業員
杉野 寿揮	三重県四日市市	会社員	4,200	336,000 (80)	当社の従業員
中田 佳希	東京都港区	会社員	4,200	336,000 (80)	当社の従業員
中村 一穂	三重県四日市市	会社員	4,200	336,000 (80)	当社の従業員
米田 仁美	三重県桑名市	会社員	4,200	336,000 (80)	当社の従業員
中村 昌弘	栃木県宇都宮市	会社員	4,200	336,000 (80)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
磐前 豪	東京都武蔵野市	会社員	3,600	288,000 (80)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名) 当社の従業員
神守 広介	東京都江戸川区	会社員	3,600	288,000 (80)	当社の従業員
新井 将司	東京都港区	会社員	3,600	288,000 (80)	当社の従業員
清水 悠貴	東京都港区	会社員	3,600	288,000 (80)	当社の従業員
南條 祐輝	三重県四日市市	会社員	3,600	288,000 (80)	当社の従業員
橋口 真和	三重県四日市市	会社員	3,600	288,000 (80)	当社の従業員
奥田 直人	東京都練馬区	会社員	3,600	288,000 (80)	当社の従業員
松枝 宏樹	愛知県丹羽郡扶桑町	会社員	3,600	288,000 (80)	当社の従業員
小林 愛	東京都練馬区	会社員	3,600	288,000 (80)	当社の従業員
早川 祐司	千葉県市川市	会社員	3,600	288,000 (80)	当社の従業員
渡辺 隆徳	東京都町田市	会社員	3,600	288,000 (80)	当社の従業員
金谷 篤典	東京都品川区	会社員	3,600	288,000 (80)	当社の従業員
佐野 慎治	東京都港区	会社員	3,600	288,000 (80)	当社の従業員
伊東 恵子	東京都墨田区	会社員	3,600	288,000 (80)	当社の従業員
荒井 隆徳	千葉県印西市	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
田邊 啓佑	東京都港区	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
石川 順平	三重県四日市市	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
井上 雅都	三重県四日市市	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
唐口 翔平	東京都港区	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
河口 祭	三重県四日市市	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
河内 諒介	三重県四日市市	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
神田 仁	東京都港区	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
工藤 祐太	三重県四日市市	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
石黒 愛華	東京都港区	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
合田 亮登	三重県四日市市	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
洪田 叡知	東京都港区	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
杉田 智紀	東京都港区	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
蛭沼 拓視	東京都港区	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
三上 柊悟	三重県四日市市	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
宮路 祐誠	東京都港区	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
横田 力哉	三重県四日市市	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
和田 一真	東京都足立区	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員
渡辺 雄斗	三重県四日市市	会社員	3,000	240,000 (80)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 名古屋聡介は、2021年11月25日付で当社取締役を選任されております。
3. 磐前豪は、2020年9月15日付で当社取締役を選任されております。
4. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
松岡 清一 ※1、2	東京都港区	9,970,200	66.47
北村 健 ※1	東京都世田谷区	1,800,000	12.00
平田 実 ※6	東京都千代田区	945,000 (945,000)	6.30 (6.30)
株式会社mam ※1、4	東京都港区芝一丁目7番3号1201号	663,300	4.42
株式会社SMBC信託銀行 (特定運用金外信託 未来創生2 号ファンド) ※1	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	555,300	3.70
FIXER従業員持株会 ※1	東京都港区芝浦一丁目2番3号	372,300	2.48
Wing 2号成長支援投資事業有限責任組合 ※1	栃木県宇都宮市鶴田一丁目7番5号	166,500	1.11
株式会社北國銀行 ※1	石川県金沢市広岡二丁目12番6号	111,000	0.74
磐前 豪 ※1、3	東京都武蔵野市	28,200 (3,600)	0.19 (0.02)
野村 隆志 ※3	東京都港区	24,000 (24,000)	0.16 (0.16)
中尾 公一 ※5	東京都世田谷区	24,000 (24,000)	0.16 (0.16)
丸山 儀明 ※5	神奈川県三浦郡葉山町	15,000 (15,000)	0.10 (0.10)
千賀 大司 ※5	東京都品川区	15,000 (15,000)	0.10 (0.10)
小林 勲 ※5	東京都豊島区	15,000 (15,000)	0.10 (0.10)
名古屋 聡介 ※3	東京都豊島区	15,000 (15,000)	0.10 (0.10)
岡安 英俊 ※5	東京都世田谷区	15,000 (15,000)	0.10 (0.10)
櫻井 正雄 ※5	三重県四日市市	9,000 (9,000)	0.06 (0.06)
堀ノ内 健太 ※5	神奈川県横浜市青葉区	9,000 (9,000)	0.06 (0.06)
佐藤 雅也 ※5	東京都港区	8,400 (8,400)	0.06 (0.06)
皆川 隆洋 ※5	東京都府中市	7,200 (7,200)	0.05 (0.05)
関沢 裕和 ※5	神奈川県横浜市青葉区	6,600 (6,600)	0.04 (0.04)
藤田 文人 ※5	東京都港区	6,600 (6,600)	0.04 (0.04)
酒井 奈央美 ※5	東京都文京区	6,600 (6,600)	0.04 (0.04)
三浦 忠治 ※5	東京都港区	6,600 (6,600)	0.04 (0.04)
関根 繁治 ※5	東京都港区	6,000 (6,000)	0.04 (0.04)
伊藤 翼 ※5	東京都江戸川区	6,000 (6,000)	0.04 (0.04)
関 拓也 ※5	愛知県長久手市	6,000 (6,000)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
吉村 恵利 ※5	東京都足立区	5,400 (5,400)	0.04 (0.04)
金子 由紀恵 ※5	東京都足立区	5,400 (5,400)	0.04 (0.04)
山本 和貴 ※5	東京都世田谷区	5,400 (5,400)	0.04 (0.04)
佐々木 恵理子 ※5	東京都杉並区	5,400 (5,400)	0.04 (0.04)
佐藤 健一 ※5	三重県四日市市	4,800 (4,800)	0.03 (0.03)
加藤 弦 ※5	神奈川県鎌倉市	4,800 (4,800)	0.03 (0.03)
浅沼 星 ※5	東京都大田区	4,800 (4,800)	0.03 (0.03)
鈴木 祐輔 ※5	三重県四日市市	4,800 (4,800)	0.03 (0.03)
中澤 聡実 ※5	東京都板橋区	4,200 (4,200)	0.03 (0.03)
藤井 廉 ※5	神奈川県横浜市鶴見区	4,200 (4,200)	0.03 (0.03)
山崎 有里 ※5	兵庫県神戸市垂水区	4,200 (4,200)	0.03 (0.03)
小寺 かえで ※5	東京都港区	4,200 (4,200)	0.03 (0.03)
佐藤 匠 ※5	東京都港区	4,200 (4,200)	0.03 (0.03)
杉野 寿揮 ※5	三重県四日市市	4,200 (4,200)	0.03 (0.03)
中田 佳希 ※5	東京都港区	4,200 (4,200)	0.03 (0.03)
中村 一穂 ※5	三重県四日市市	4,200 (4,200)	0.03 (0.03)
米田 仁美 ※5	三重県桑名市	4,200 (4,200)	0.03 (0.03)
中村 昌弘 ※5	栃木県宇都宮市	4,200 (4,200)	0.03 (0.03)
神守 広介 ※5	東京都江戸川区	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
新井 将司 ※5	東京都港区	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
清水 悠貴 ※5	東京都港区	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
南條 祐輝 ※5	三重県四日市市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
橋口 真和 ※5	三重県四日市市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
奥田 直人 ※5	東京都練馬区	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
松枝 宏樹 ※5	愛知県丹羽郡扶桑町	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
小林 愛 ※5	東京都練馬区	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
早川 祐司 ※5	千葉県市川市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
渡辺 隆徳 ※5	東京都町田市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
金谷 篤典 ※5	東京都品川区	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
佐野 慎治 ※5	東京都港区	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
伊東 恵子 ※5	東京都墨田区	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
その他19名		57,000 (57,000)	0.38 (0.38)
計	—	14,999,400 (1,336,200)	100.0 (8.91)

(注) 1. 氏名又は名称欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 - 2 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
 - 3 特別利害関係者等 (当社取締役)
 - 4 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長により全株式が所有されている会社)
 - 5 当社従業員
 - 6 当社の顧問税理士であり、「時価発行新株予約権信託 (第1回新株予約権)」の受託者
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式 (自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2022年8月23日

株式会社FIXER
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 津 慎 一 郎 ⑩

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FIXERの2019年9月1日から2020年8月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FIXERの2020年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年8月23日

株式会社FIXER
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 津 慎 一 郎 ⑩

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FIXERの2020年9月1日から2021年8月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FIXERの2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

クラウドサービス事業における売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は「クラウドサービス事業」を単一セグメントとして、当事業年度の損益計算書において、売上高3,606,449千円を計上している。</p> <p>当該クラウドサービス事業は、主にプロジェクト型サービス、リセール、マネージドサービス、SaaSで構成されている。会社は、顧客がクラウドを利用するためのシステム開発から運用保守までの一貫したサービス提供をしており、そのほとんどが準委任契約に基づくものとなっている。</p> <p>会社は、顧客が準委任契約に基づくサービス提供の完了を確認した作業報告書等を入手することをもって、売上計上を行っている。しかしながら、準委任契約に基づくサービスは、成果物の納入義務がなく、サービスが無形であり、顧客から適時に作業報告書等が入手できない場合や、契約金額の変更が適時に反映されない場合等、適切な売上高の期間帰属が行われない可能性がある。</p> <p>適切な売上高の期間帰属が行われない場合、財務諸表に及ぼす影響が重要なものになる可能性が高い。したがって、当監査法人は、クラウドサービス事業における売上高の期間帰属の適切性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、クラウドサービス事業における売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 売上高の期間帰属の適切性に関連する内部統制プロセスの整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、サービス提供事業部の責任者及び財務経理責任者の作業報告書等の有無及び内容並びに最終的な契約金額を確かめる統制に特に留意した。 <p>(2) 実証手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の売上高から一定の基準によりサンプルを抽出し、作業報告書等との突合を実施し、さらに契約書、請求書、入金記録等の関連証憑との突合を実施した。 期末の売掛金残高のうち、一定の基準によりサンプルを抽出し、残高確認手続を実施し、回答額との照合を行った。回答額に差異がある場合には、その差異要因を把握し、必要に応じて追加的な手続を実施した。 期末月の売上高から一定の基準によりサンプルを抽出し、作業報告書等との突合を実施し、また、期末月の翌月の入金証憑と突合を実施した。 期末日後の売上の修正の有無を確かめるために、期末翌月の仕訳を閲覧した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月23日

株式会社FIXER
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 津 慎 一 郎 ㊞

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社FIXERの2021年9月1日から2022年8月31日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間（2022年3月1日から2022年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年9月1日から2022年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社FIXERの2022年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

